「無国籍情報センター開設記念シンポジウム

日本における無国籍研究:無国籍から見えるもの」報告書

無国籍情報センター

2018年3月

目次

後援団体による挨拶(三谷純子)	1
ロオにわけて毎回窓の子はは国際汁(チレイレ改)	2
日本における無国籍の予防と国際法(秋山肇) 日本における無国籍者—類型論的調査—(小田川綾音)	
福祉からみる無国籍(月田みづえ)	
日本における無国籍状態の外国人母子の健康課題(李節子)	
パネルディスカッション(秋山、小田川、月田、李、関)	29
閉会の挨拶(新垣修)	49

本報告書は、2018年2月12日に、国際基督教大学(ICU) 東ヶ崎潔記念ダイアログハウス2階国際会議室で開催されたICU平和研究所(PRI)主催「無国籍情報センター開設記念シンポジウム 日本における無国籍研究:無国籍から見えるもの」の報告書である。

後援団体による挨拶

三谷純子 NPO 法人無国籍ネットワーク理事

本日は、無国籍情報センターのご開設にあたり、無国籍ネットワーク代表の陳天璽に代わり、心からお祝いを申しあげます。まず、無国籍ネットワークについて紹介させて頂き、私たちが無国籍情報センターに期待することを申し上げます。

無国籍ネットワークは、来年で創立 10 周年を迎える NPO 法人です。私たちの活動の柱は3 つあります。一つ目の柱は、国籍に関して、困っている人たちの法律相談を受け付け、必要に応じて法律などの専門家に繋げ、解決まで寄り添う活動です。二つ目の柱は、無国籍についての広報活動です。そして三つ目の柱は、無国籍の当事者のエンパワーメントをし、その人たちが繋がれるような場を提供することです。援助する側、または研究する側には、自分は無国籍ではない人の方が多いのですが、私たちの活動には、無国籍者や元無国籍者、その家族も参加しています。当事者が、無国籍について、先ず、十分な知識を得、考え、行動できるようにエンパワーし、また、当事者だからこそわかることも生かして、皆がなるべく水平な立場で、一緒に活動することを心がけています。また、日本には、法律上は持っているはずの国籍の確認を望む人や、日本帰化を望む人、無国籍の状態のままで良いという人もいます。当事者の様々な思いを尊重し、国籍がある人も、国籍がない人も、共に暮らせる社会にしたいという理念を持って活動しています。

日本の無国籍研究は、本日ご登壇の皆さまのご研究を始めとし、発展を続けており、無国籍についての関心も高まってきています。けれども、いろいろな情報をまとめてみることができる場所はありませんでした。今回、ICUの新垣教授や、無国籍ネットワークの運営委員でもある秋山肇さん等のご尽力により設立された無国籍情報センターは、無国籍研究の発展に大きな役割を果たしていくと期待しております。また、私たちは、当事者と接するなかで、誰にでも分かりやすく、親しみやすい形で情報をまとめる必要性も感じています。無国籍情報センターが、専門家以外のいろいろな人にも役立つ、幅広い情報を提供する場にもなっていくことを期待し、協力していく所存です。無国籍情報センターの開設は素晴らしいイニシアティブです。今後のご発展を心からお祈り申し上げます。

日本における無国籍の予防と国際法

秋山 肇

日本学術振興会特別研究員・国際基督教大学大学院博士後期課程

日本学術振興会特別研究員の秋山肇です。学籍は、ICU の博士後期課程においております。本日は「日本における無国籍の予防と国際法」と題して、報告をさせていただきます。

1. 問題意識

まず、私の問題意識について、私のバックグランドを含めてお話しさせていただきます。 私は ICU の学部と博士前期課程を修了してから、ICU の博士後期課程に進学しました。学 部の際の専門分野は、平和研究と国際関係で、その頃から「国家」の役割にとても関心を持 っていました。

私が学部の4年生の時に、私の現在の指導教員である、新垣修先生が、無国籍に関する報告書を執筆されました。その際に、アシスタントとしてその報告書に携わる経験から、無国籍について考えるきっかけが生まれました。国家の役割について考えていた私にとって、無国籍という現象はとても興味深い現象でした。国家がその正統性を保つことができるというのは、すべての人間が国家との関係性を有しているからではないかと考えていた私は、無国籍という現象が発生するということは、今日の国家体制の正統性を揺るがすという事態なのではないかと考えました。そのため、無国籍が発生すること、そして無国籍への対応を通して、人間と国家の関係性を検討したい、と考えるようになりました。

このような経緯で私が特に関心を持っているのが、国際的な無国籍の予防です。無国籍を予防することは、人権保障につながることがあります。そのため、人権保障の観点から無国籍の予防は重要です。実際に、国籍の取得や、無国籍の予防を規定している人権条約は複数あります。その一方で、無国籍の予防は、「国家体制の維持」という側面を有しているのではないかとも考えています。すべての人がいずれかの国籍を有することで、国家による国際的な統治を容易にする、ということです。そして国際的な無国籍の予防は同時に、従来各国自らが決定することができると考えられている、国民の範囲の決定に、国際的な規範が介入することを意味します。すなわち、「国民国家体制」への挑戦と見ることもできるのではないか、と考えています。このような、様々な側面を持つ無国籍の予防ということに、私は関心を持ちました。

そこで私は現在博士論文で、「国際法における無国籍の予防の規範に、日本がどのように 反応してきたのか、もしくはしてこなかったのか?」という課題に取り組んでいます。この 研究の特徴は、第一に、「法の文言」を見るだけでなく、政府内外での議論に着目し、政府 の認識を探るという点です。日本政府が国際法における無国籍の予防をいかに認識し、その 認識がいかに日本の国内法に影響したのかを分析しています。第二に、明治国籍法から今日 の国籍法に至るまでの変遷を追うという点です。歴史的な変遷を見ることで、日本と国際法 における無国籍の予防の歴史的な関係性を明らかにすることを目的としています。

2. 明治国籍法

国際法における無国籍の予防は、1899年の明治国籍法制定の際に、日本において認識されてきました。明治国籍法は、「日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所二依ル」という規定が明治憲法におかれた事により、制定されたものです。明治の国籍法で最も重要な原則は、日本の家制度に習う事であり、父系血統主義が採用されました。すなわち日本人男性を父とする子が日本国籍を取得するということが原則となったわけです。その上で、第二の原則に、国籍の積極的及び消極的抵触の予防が挙げられました。これは特に興味深いことですけれども、政府委員が帝国議会において、「万国国際法学会」の決議が、国籍法を制定する際に国籍の衝突を避ける必要がある、としていると紹介し、国籍法の抵触を予防する必要性を説明しました。ここで言及されている万国国際法学会の決議とは、1895年のケンブリッジ決議を指します。万国国際法学会は、1873年に設立された、国際法の専門家による国際法の発達を目指す国際的な学会で、今日も存在しています。

1895 年に出された決議では、全ての者は無国籍になってはならない、そし全ての者は同時に複数の国籍を有してはならない、としています。そしてこれらの原則は、「国籍唯一原則」、全ての人間は1つの国籍を持たなければならないという原則を示したものと言えます。興味深いのは、この当時無国籍の予防を規定する国際条約、法的拘束力を持つ国際条約は存在しなかったにも関わらず、日本がこの万国国際法学会の決議を国際法の原則として捉え、国内法の原則に含めていったということです。当時、万国国際法学会の会員には日本人もおり、そのことも影響して、この決議が参照されたものと思われます。

例えば、父系血統主義が原則ではありましたが、それだけではなく、母系血統主義を補完 的に適用しています。父が無国籍である、もしくは国籍が不明である場合に、母が日本国籍 を有していれば子が日本国籍を取得するという規定です。

第二に出生地主義の補完的な適用が挙げられます。日本で出生した子どもの両親が不明であるか、もしくは国籍を有していないという場合には、日本の国籍を取得するとの規定で、今日の国籍法にも同様の規定があります。そして第三には、他国籍の取得を条件とする国籍の喪失です。この条文が示していることは、国籍を喪失する可能性はあるけれども、他国の国籍を取得しなければ喪失できない、すなわち無国籍が予防されるということです。

そして第四と第五の規定は、家制度にまつわるものです。例えば婚姻ですと、日本人男性と結婚した外国人女性は家制度に基づくと日本国籍を取得する、というような原則がありました。しかし、その外国人女性が、家制度の基であった日本国籍を有する男性と婚姻を解消した場合にはどうなるか、ということが問題になります。その際に、「家制度」的な考え方をするならば、日本の家に入ってきて、その家から出て行ったんだ、という考え方ができ、日本国籍を喪失する、という可能性がありました。しかし、日本国籍を喪失した際に無国籍

が起きるような場合は日本国籍を喪失させない、というような規定が置かれました。これは 無国籍の予防の例と言うことが出来ます。また、夫や父が国籍を変更した際に無国籍を予防 する、というのも同様でして、夫や父が国籍を変更した際に、妻や子が国籍を変更するとは 限りません。その場合、夫や父を接点として日本国籍を考えるならば、妻や子の日本国籍が 喪失する可能性が有るのですけれども、それが無国籍となる場合には日本国籍は喪失させ ない、というような規定が置かれました。このように、無国籍の予防という規範が、少なく ともこの5つの事例に関しては、日本が明治国籍法へ取り込んでいった、ということが分か ります。

しかしながら、これは日本における無国籍をすべて予防するというわけではありません。 例えば、日本国内で日本国籍を有しない外国籍の父母から生まれた子はもちろん日本国籍 を取得しませんし、また外国籍を有する父と日本国籍の母から日本で生まれた子どもも日 本国籍を取得しない、と明治国籍法は規定していました。

この明治国籍法は1916年に一度改正をされています。そして、ここで無国籍の予防の範囲が拡大しました。具体的には、婚姻による無国籍の予防が規定されたことになります。外国籍を有している男性と日本国籍を有している女性が結婚した際に、日本の家制度的な考え方からすれば、日本国籍を有している女性は日本国籍を喪失することになります。それはなぜなら、日本にある家制度からは離脱をして、他国の制度に入っていくんだ、という認識がなされます。その結果、明治国籍法の段階では、外国籍の男性と結婚をした日本人女性は、日本国籍を喪失することになっていました。そしてそれは無国籍となる場合であっても、国籍を喪失するということになっていました。

しかしながら、これが改正されたのが 1916 年の改正です。この 1916 年の改正の直前には、近畿地方で、カナダ国籍の男性と結婚した日本人女性がカナダ国籍を取得できなかったために、無国籍になっている状況がありました。それが問題である、ということで、こういった問題をこれから再び起こさないように、ということで 1916 年に婚姻による無国籍の予防が規定されました。すなわち、外国籍の男性と日本人女性が結婚する場合でも、他国の国籍を取得出来ないならば日本国籍はそのまま喪失しない、という規定です。これは無国籍の予防にとってはとても重要な条文なのですけれども、ただここでは特に国際法に言及されたわけではありません。むしろ、無国籍という実際の現象が問題化され、そしてそれを解決するためにこのような文言がおかれました。

また 1930 年には、国籍法抵触条約という条約が採択されました。この条約は主に重国籍に着目した条約ですけれども、無国籍を含めて国籍の抵触を予防しようという条約です。日本もこの条約には署名をしていますし、この条約を採択した会議にも日本は参加をしています。しかしながら、ここでの無国籍の予防という規範は、日本の国籍法に特に影響を与えてはいません。その理由としては、この 1930 年条約に規定されている無国籍の予防というのは、当時の日本国籍法が規定していた無国籍の予防の範囲を超えるものではありませんでした。例えば、父母ともに知れない、または父母ともに国籍を有しない子どもが日本で生

まれた場合には日本国籍を取得する、という規定がすでに明治国籍法にはありました。そして同様の原則が 1930 年条約に置かれましたけれども、こういった 1930 年条約の条文は、当時の明治の国籍法と抵触しない、ということで 1930 年条約は国籍法に影響を与えませんでした。

以上が、戦前の無国籍の予防、国際法における無国籍の予防と日本の国籍法の関係です。

3. 戦後の日本の国籍法と国際法

戦前は、先ほど申し上げたように明治国籍法の際に国際法、少なくとも国際法の原則と考えられたものがある程度の影響を与えて無国籍の予防の規定を置いた一方で、戦後はそれと比較するとかなり限られた、限定された範囲でしか無国籍の予防という規範を受け入れませんでした。これはとても興味深いことだと考えています。

しかしながら、ほぼ唯一といっても良いと思うのですけれども、国際法における無国籍の 予防という規範が、日本の国籍「法」ではないのですけれども、国籍に関する法令に、もし くは法令の解釈に影響に与えた影響というのが1つあります。それは、「国籍離脱の自由」 に関するものです。憲法第22条第2項では、「国籍離脱の自由」を規定しています。この 解釈として、無国籍になる自由も含まれる可能性があります。しかしながら、この条文の解 釈として、他国の国籍取得を前提としているんだと。それによって、無国籍になる自由を認 めているわけではないんだ、と解釈されています。学説だけでなく、法務省もこのように解 釈しています。法務省は国籍法抵触条約の前文に言及して、無国籍の予防の必要性を説明し ています。

国籍法抵触条約の前文は、「全ての者が、唯一の国籍を持つべきである」としています。 無国籍もいけないし、重国籍も望ましくない。唯一の国籍を持つべきなんだ、という考え方 を示したものです。そしてこの前文に言及をして、無国籍の予防が必要なんだ、と説明され ました。

そして 1950 年に国籍法が新しく出来ました。この国籍法は、明治憲法下では、家制度を基にした国籍取得がありましたけれども、家制度が法的には認められなくなった新しい憲法の下で、その新しい憲法と合致するような 1950 年の国籍法になります。そのため、家制度に起因するような国籍の取得ですとか喪失に関する規定は削除されました。しかしながら、父系血統主義は継続されることになります。

その他の条約と無国籍の予防ということについて少しお話をしたいと思います。今までお話しした日本の無国籍の予防に影響を与えた国際法は、ケンブリッジ決議という万国国際法学会の決議と、国籍法抵触条約の2つです。戦後ですね、多くの無国籍を予防する、もしくは国籍の取得を人権として認める、という規定がなされてきました。その例としては1961年の無国籍削減条約があります。この条約は、出生時に国籍を取得することによって無国籍を予防する。また出生の後に国籍を持っている人はその国籍を剥奪されない、もしく

は国籍を喪失しないということを規定することで、無国籍を予防、し無国籍を削減しようという条約です。

日本も実はこの条約を採択した会議に参加をしています。しかし、積極的に議論に参加しているわけではありません。また、この 1961 年条約には、日本は署名もしていませんし、 批准や加入もしていません。よって法的な拘束力は日本に対してないということになります。

そして 1966 年の自由権規約というものがあります。これの第24条第3項には、「全ての 子どもは、国籍を取得する権利を有する」と規定しています。日本は自由権規約の締約国で すので、日本に対して法的拘束力をもつ条約ということになります。では、日本において、 外国籍のお父さんお母さんから日本で子どもが生まれた場合には、その子は日本国籍を取 得することが出来ない、場合によっては無国籍となることもあるわけですし、この当時の 1950 年の国籍法の段階では、外国籍を有する男性と日本国籍を有する女性の嫡出子として 出生した場合には、その子は日本国籍を取得出来なかったわけです。その子どもが、父であ る男性の国籍を取得できれば場合は、無国籍となる可能性がありました。日本政府は、この ような状況が、「全ての子どもは国籍を取得する権利を有する」という条文の違反であると は認識しませんでした。これはなぜかというと、国籍法において「簡易帰化」という制度が あります。まず、国籍の取得には大きく分けて、出生時に取得することをはじめ、自動的な 取得と、帰化による取得があります。帰化は日本では法務大臣の裁量と認識されており、そ の裁量によって国籍を取得することを認めますよ、というものです。帰化の申請には、日本 に5年住んでいなきゃいけない、など様々な基準があるのですけれども、その基準が緩和さ れているのが簡易帰化です。例えば外国籍を有する男性と日本国籍を有する女性の嫡出子 に関しては緩和されています。すなわち、帰化申請をしやすくなっていて、3年になってい ます。だから、これによって無国籍となる外国籍を有する男性と日本国籍を有する女性の嫡 出子の国籍を取得する権利は保障されているんだという議論をしていました。

たしかに簡易帰化によって国籍を取得出来る人がいるかもしれない。しかし 2 つ問題があります。1 つは、無国籍である時間がある程度なければいけないわけです。無国籍であるから帰化申請ができます、生まれた瞬間に帰化申請できます、というわけではありません。一定期間日本に住んでないといけないという基準がありますので、無国籍を完全に予防することが出来ない、これが1つの問題点。そしてもう1つは、帰化というのは「裁量」という認識をされています。そのため、国籍を自動的に取得する出生時の取得とは本質的に異なるものになります。すなわち、法務大臣が帰化を認めなければ国籍を取得できないのです。そのため法務省の議論に問題はあるのですが、ただ日本政府はこのように認識していたため、問題はないという風に認識をしていたわけです。

では次に女性差別撤廃条約のお話をしたいと思います。女性差別撤廃条約は、国籍法との 関連でしばしば言及される条約です。この条約で規定されていることは、それまで父系血統 主義だった日本の国籍法が、両系血統主義、日本国籍を有する女性からも国籍を継ぐことが 出来るようになった。さっきの例でいいますと、外国籍を有している男性と日本国籍を有している女性から生まれた子どもも日本国籍を取得出来るということ、この規定が国籍法に置かれた経緯が女性差別撤廃条約への批准であるという理解があります。そしてそれは実際にその通りなのですけれども、無国籍の予防に着目して見るならば、無国籍の予防はあまり議論をされていません。無国籍の予防ではなくて、日本国民である女性の国籍を継承する権利というもの、これが議論の中心でした。このため、無国籍を実際に予防するという機能は果たすのですけれども、無国籍を予防しなきゃいけない、というような規範が受け入れられたというよりは、日本国民の女性の権利というものとして国籍継承が議論されたと。よって無国籍予防の規範が十分に議論されなかったと言うことができると思います。

子どもの権利条約も、先ほどお話した自由権規約と類似した規定を持っていまして、子どもの国籍を取得する権利というものを規定しています。しかしながら、この条文も日本国籍法に影響を与えていません。ここでは、子どもの権利条約は権利を認めるものではあるけれども、国家に義務を課すものではないんだと認識されました。なので、日本国籍を付与する必要性はないという議論です。そして、これに加えて簡易帰化が出来るということも、この国籍を取得する権利を保障するための1つのツールである、と認識をしています。

4. まとめ

ここまでお話をしてきまして、戦前と戦後でですね、無国籍の予防という規範と日本の対応に変化が見られることがお分かり頂けたと思います。戦前、もしくは戦争直後の憲法や日本の1950年の国籍法が起草された際、憲法についての解釈が議論された際には、万国国際法学会のケンブリッジ決議であるとか、国籍法抵触条約について言及をされてですね、日本の国籍法に影響を与えた、もしくは解釈に影響を与えたということが出来るのですけれども、その後、1961年の無国籍削減条約や、国籍を取得する権利を規定する国際条約を通して、日本は無国籍の予防という規範を十分に受け入れてきたとは言えないことが指摘できると思います。

では、なぜなのかというところです。これはまさに今博士論文で取り組んでいるところで、今のところ私が考えているところをお話しして、みなさんと共有をしたいと思います。

1つは、無国籍の予防というものの国際社会における位置づけが変わったのではないかということです。1番最初に申し上げたいのは、国際法とは何かということなんです。私は国際法というのは、国際社会の法とも言われますけれども、国際社会の中でどう生きていくのか、という道しるべというか、1つの基準なのではないかと思います。そして、その基準に習うということは、その社会の一員として認められる可能性がある。そして認められるために、国際法を守っていくというような機能というか特徴が国際法にはあるのではないか、と考えています。そのように考えると、その国際社会における位置づけが変わった、無国籍の予防というのは、1895年の段階で国際法の研究者から重要な規範であるというように説明

をされていたわけです。これは、私はかなり早い段階から国際法の発展を見ると、国際連盟 が出来る前からそういう規範が持たれていたということはとても重要だと思います。

こういった重要な規範があったのですけれども、今はどうかと。もちろん無国籍の予防という規範はあるはあるのですけれども、様々な規範が今はあると思います。様々な人権の規範ですとか、環境に関する規範ですとか、様々な規範、規範が多様化している中で、無国籍の予防というものの位置が、相対的に変化しているんじゃないかというのが1つ目です。

そして、2つ目は日本の国際社会における立場の認識が変わったんじゃないかと。私が最初にお話しした 1899 年の国籍法というのは、まさに鎖国から開国をして国際社会になっていくんだ、と言う段階でした。そういうときに、国際法に習わなきゃいけないという考え方があったんじゃないか。それに対して、といいますか比較して今はどうなんだろうかということです。今は、日本はすでに国際社会の一員であるという認識があり、国際社会にこれから入っていかなきゃいけないと考えるというよりは、入ることのメリットは何なのだろうかというようなことを考えているのではないか。これによって無国籍の予防という規範の国際法における位置づけも変わり、日本の国際法との向き合い方も変わり、それによって無国籍の予防というのを日本が戦前ほどは大きな影響を受けていないのではないか、というのが今のところ考えているところです。

ありがとうございました。

日本における無国籍者―類型論的調査―

小田川綾音 弁護士

1. 無国籍に関する世界の潮流、そして日本における取組み

みなさまこんにちは。ただ今ご紹介いただきました弁護士の小田川と申します。みなさんのお手元にこの報告書はございますでしょうか。今日私からは昨年の12月に発刊しました報告書『日本における無国籍者-類型論的調査-』の概要をお話しさせていただきたいと思います。この報告書は、日本における無国籍に関するUNHCR報告書3部作の三つ目になります。一作目は2010年に発刊した『無国籍の情景』という阿部浩己先生がお書きになったものです。二作目は2015年に発刊されました『無国籍条約と日本の国内法』という新垣修先生がお書きになったものです。秋山さんからもお話しがありました。そして、今回が三作目になります。

2010年の少し前ぐらいから、国際社会でも非常に無国籍の問題に取り組もうというような潮流が出てきました。特に UNHCR は難民の支援に携わる国際機関ですが、実は無国籍もミッションですということを強く打ち出すようになりまして、色々な会議を行ったり、こうした無国籍に関する報告書を世界各国で生み出すような流れが出てきました。その流れに乗って、日本でも 2010 年にまず一作目の報告書が作成されたということになります。

国際法では、無国籍に関する条約というのがあり、難民条約と兄弟のようだと言われていますが意外と忘れられていて、あまり注目されてこなかったのですね。条約の加盟国数が難民条約よりもすごく少なくて、あまり認知されていなかったわけです。それが、UNHCR などの取組みによって、だんだん加盟国数も増え、プレゼンスが上がってきた、というような経緯があります。

この三作目の報告書で特にやりたいと思っていたことは、実際の無国籍の事案を取り上げて、事案ごとに問題点と解決策を提示するということです。私は今、弁護士としては9年目なのですが、2005年に神奈川大学のロースクールに入学し、そのとき阿部浩己先生がロースクールにいらっしゃり、「国際人権クリニック」という授業で、実際の法律相談に携わる機会がありました。そこに、無国籍に関する相談がありました。今思えば無国籍だったと分かるのですけれども、その当時はよく分からなくて「無国籍?」という感じでした。ただ、色々なことに困られていて、「これはどういう問題なんだろう」と疑問に思ったのが、無国籍に関心を持ったきっかけです。そして、日本には、このように国籍がなくて困っている方もいらっしゃるのだということを知りました。

2008年に卒業して、本日三谷さんからもご挨拶がありましたけれども、無国籍ネットワークという支援団体の活動に携わるようになり、実際に色々なケースを見てきました。し

かし、そうすると逆に「無国籍ってどういうことなのだろう」ということがよくわからなくなってきました。また、「無国籍」とひとことで言っても、非常に多様です。無国籍になる原因も多様だし、それによって抱えている問題も人それぞれ違うので、これは一体どのように考えたらいいのだろう、と立ち止まるよりほかありませんでした。そして、自分自身で、一度整理したいと強く思うようになりました。

秋山さんからも最初にご報告ありましたが、そもそも、国籍というのは、各国の法が関わっている問題なのですね。今日のシンポジウムのテーマというのも、「日本における無国籍研究:無国籍から見えるもの」というものですが、私は、まさに「無国籍」というレンズを通して、いかに国籍というものが、人が作り出した人為的な装置であり、法概念であるのかということに、気づかされました。

私自身も国籍を持っていることが普通のことだというふうに思っているところがありましたけれども、それは人が作り出した法により、人間にかぶせられているものなんですよね。だから、ある意味操作することができます。法がどのように国籍を与える範囲を決めているかによって、国籍を与えられる対象者も変わるわけです。このことが、無国籍を勉強してきて見えた非常におもしろいところでありました。

私は弁護士として色々な事案に携わることがありますが、あまりよく無国籍のことを知らない行政の窓口の方、そのような単語に出会ったことがない方に、「この人無国籍ですよね」と言っても、「えっ?」という反応の方が多いです。むしろ「無い」と判断することにためらいがあったり、「無いなんてことあるのか?」という反応のほうがどちらかというと一般的です。なさそうでも、あることにした方がよいのではないか、と思う人たちもいます。そこが「必ずしもそうではないんです」と説明したり説得したりすることに時間を使います。

なぜ、わざわざ無国籍ということを熱心に現場で説明するのかということは、これからご紹介しますけれども、日本の法律には、無国籍ということを想定した規定がいくつかあります。それをちゃんと使って適用すると、実はその人の権利がより充実する場合があります。「無国籍」がある意味キーポイントになって、「無国籍」ということをある意味認定する、それがきちんとできれば、忘れ去られていた無国籍の規定を使うことで、人々を救うことができる、問題を解決することができる、ということを知っていただきたい。そのために、実例や実践例をこの報告書に集めさせてもらったということです。もちろん今ある規定を有効活用できる事案もありますし、どう頑張っても現行法では救済できないという場合もあります。けれども、現状を知ることは重要です。ですから、いなの国内法ではどうなっているのか、そこで実務はどのように動いているのか、そして、限界例はどこなのか、今後どういうものが必要なのかということを、この報告書にまとめさせていただきました。

2. 無国籍の定義

では無国籍って一体どういうことなのだろう、 無国籍者って一体誰?という定義が一番重要になってきます。法律を適用するときには、その「無国籍者」というのが誰なのだということを定める必要があるのですけれども、日本の国内法に無国籍者が誰だというふうに書いてある規定はありません。定義がないのですね。難民の方は、入管法に規定があります。というのは、日本は難民条約に入っていて、難民条約に書いてある難民の定義を、日本でも使いますということを明確に入管法で確認しています。ただ、無国籍に関しては、日本は条約に入っていません。国内法には「国籍を有しない」という文言がいくつかあるのですけれども、それに関する定義はありません。それでも、国際法には、無国籍者の地位に関する条約の第1条1項に「無国籍者とは、いずれの国家によってもその法の運用において国民として認められない者」という定義があります。国籍がない人が無国籍者というわけではなくて、「いずれの国家によってもその法の運用において国民として認められない者」というのが、無国籍者の定義なのです。

ですので、この定義が、無国籍者が誰かという枠組みを決めているのですけれども、おもしろいのは、無国籍者はどの国の法律上も国籍を取得できない場合だけではなく、「法の運用」で国民として認められない場合にも、無国籍者となるわけです。

なお、この定義は国連の国際法委員会でも、慣習法を形成すると言われています。日本は条約には入っていませんが、日本は条約とか国際慣習法については、新たに法律を作らなくても、直接に、国内法の規範として採り入れるという法形式を取っています。ですので、私はこの定義は、そのまま日本の国内法においても、基準として参照され、それに基づいて判断されるべきだと考えています。

3. 日本における無国籍の統計

さて、日本にはどれくらい無国籍の人がいるのでしょうか。この報告書にも書かせていただいたのですが、色々な統計を調べてみましたけれども、統計からは分からないというのが結論です。ただ、法務省の在留外国人統計という統計がありまして、中長期に在留する外国人には在留カードという身分証が発行されます。この在留カードには国籍地域欄というのがありますが、そこに「無国籍」と書かれた人の人数が2017年の6月現在626人います。しかし、ここには在留資格がない人は含まれていません。それから、国籍地域欄に無国籍と書かれたものの、そこでいうところの「無国籍」が条約の定義にある「いずれの国家によっても、その法の運用において国民と認められない人」を基準にして決定されているわけではない、と思います。ですので、法務省の入管が「無国籍」と判断した人が「無国籍」とされるのですけれども、これだけでは実際の「無国籍」の人は見えてこないというふうに私たちは思っています。

もう一つ参考になるのが、「再入国許可書」という冊子上の文書があります。これは 「国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することが出来ない人」に与えられる文 書です。日本から出ていったり、また日本に戻ってくるというときに旅券がないと困るわ けです。そこで、法務省は、旅券のない人には冊子上の「再入国許可書」という文書を発行して、これによって国境を越えた移動が可能になるわけです。これは、国籍がないなどの理由で旅券を得られない人のために発行されるものですから、一つの指標になると思うわけです。

その交付件数は公開されていませんが、国会議員の方に質問主意書で問い合わせていただき、2015年には1741件、2014年には1851件発行されていることがわかりました。必ずしもこの人たちがすべて無国籍かというとそうでもないかもしれませんが、旅券を取得できないということは、旅券を取得できない何らかの事情があるわけです。無国籍のリスクがある人がかなり含まれているのではないか、あるいは無国籍の人も含まれているのではないかというふうに思います。これからご紹介する類型にもありますが、無国籍者でもこの再入国許可書の存在自体を知らない人もいて、あるいは海外に出ていくということも希望しない人はわざわざこのような文書を申請しません。再入国許可書は入管に申請しなければ得られませんので、そういう意味でも正確な数字を反映しているわけではないというふうに思います。

4. 日本の行政実務の現状

日本の国内法には無国籍に関するいくつかの規定があると申し上げましたが、いくつか役所で問題になる場面というのは、一つは入国管理、国境の移動のところですね。外国人の方が日本で在留するには、原則として在留資格が必要です。在留資格を申請するときに「国籍がどこですか」と問われます。在留カードにも国籍地域欄というのがあって、そこに国籍を書くわけですよね。そういう意味で出入国にかかわる、あるいは日本から強制的に出て行ってくださいという場面でどこに帰らなければいけないのかということを決めるにも、基本的にはその人の国籍国というのを第一に考えます。したがって、出入国の場面でその人の国籍がどこかというのを扱う行政局としては、入国管理局になるわけです。

他方で、日本で子どもが生まれたりします。あるいは結婚をしたりします。子どもが生まれて、結婚していない場合、認知をすることもありますね。このように、人の出生、婚姻などの身分事項に関する窓口というのは日本では市役所で届出を出しますよね。出生届にはお子さんの国籍を書く欄はないですが、外国人の方の場合、親の国籍を書く欄があります。そこを統括する部署というのは同じ法務省なのですが、入管局ではなくて民事局というところが統括するわけです。ですので、外国人の方は、出生届は親の国籍を書きますし、あるいは結婚するときには、その人の本国の法律が定めている婚姻要件を満たしているのかどうかがチェックされるわけです。

結婚するときは、その人が結婚できる要件を満たしていることを証明する書類を持ってきてくださいと言われます。市役所が窓口となっていますが、市役所では判断できないと上の法務局に上げて法務局が指示を出したりします。その法務局を統括しているのが法務省民事局ということになるので、行う行政手続きによって扱う部署が分かれているわけで

すね。そうなると、入管局ではこの人は無国籍と判断したけれども市役所や法務局ではこの人は無国籍ではないというふうに取り扱われることが起こり得ます。実際に起こっていて、政府の立場としては、それでかまわないのだというのが現状です。そのことによるメリットもあるのでしょうが、混乱をきたすこともあります。というのが今のプラクティスの現状です。

そのようなときに国籍をどう判断しているのかと言いますと、入管局の内部文書によるとお父さんの在留カードに書いてある国籍を基本的に子どもの在留カードにも書きます、というようなことが記載されています。なるほどと思ったのですが、国籍の決定の仕方には、基本的には血統主義と出生地主義という大きな二つの考え方がありますよね。日本は原則的に血統主義を採用しています。父母が日本人だったら子どもも日本人。しかし、必ずしもそういう国ばかりではなくて、アメリカで生まれたらアメリカ国籍をもらえる、そういう国もあるわけですよね。そうするとお父さんの国籍がその国籍だからといって必ず子どもがその国籍になるとは限らないわけです。しかし、基本的にはこういうふうにやりますと言っているわけで、ちょっと大丈夫かなと。率直に言うと、間違った国籍が在留カードに書かれてしまうということも起きています。

法務局ではどう判断しているかということですけれども、マニュアルなどは見当たらなかったのですが、お父さんお母さんが国籍を有しない場合、日本で生まれると子どもが日本国籍を取得するということがあります。お母さんやお父さんに国籍があるかないかというのは、日本国民の範囲を決めるのにとても重要な要件事実、一つの事実なのですけれども、それをどう判断しているかというと、ここにはですね「いずれの国籍も持たない者と国籍不明者も含む」というような論文があって、国籍不明者も無国籍に含まれる。これだけでは分からないかもしれませんが、先ほど申し上げた国際法の定義にも近づいているというか、単に国籍を持っていないというだけではなくて、国籍不明者も含むのだというようなことを言われているのです。ただ、現場で実際にそのような運用がなされているかというのはまた別の問題なのですが、少なくとも、法務省民事局の方がそのように書いている論文があるということです。

5. 類型 A~国籍法衝突型

せっかくなのでケースをご紹介したいと思います。まず類型Aの国籍法衝突型です。パラグアイのお父さんとお母さんから日本で生まれた子どもの国籍はどうなるかというと、無国籍になるのです。戦後、日本からブラジルなど南米やハワイに移住した日本人がいますが、その一つとしてパラグアイにも移住された方が結構います。その方々は、この子どもから見るとおばあちゃんがパラグアイにいて、パラグアイで子どもを産むと、日本人同士でも子どもを産むと、パラグアイでは出生地主義を取っているのでパラグアイ国籍を取得するのですね。日本の国籍法は血統主義なので、日本国籍も取得します。ただ、出生後に国籍留保届を出しておけば日本国籍を維持できるのですが、大使館がすごく遠かった

り、期間制限もあるので期限内にそれをしないでいると日本国籍がなくなってしまうわけです。ですから、日本人として生まれても、パラグアイで生まれた場合、日本国籍がなくなってしまうという状態が生じて、その人たちが大きくなって日本に帰ってきて日本で子どもを産むとその子どもは無国籍になるという現象が生じています。スライドの在留カードには、無国籍と書かれていますが、多くの場合こういう子は、国籍地域欄に「パラグアイ」と書かれています。パラグアイ大使館の方に聞いたところによると、無国籍と見なされる子どもは2015年3月現在で72人くらいいると言われていました。パラグアイ大使館のホームページでわざわざ、そういう子どもたちはパラグアイ国籍取得しませんと案内されています。なぜかというと、パラグアイではすごく厳格な出生地主義を取っているのでパラグアイに行って、永住して、裁判手続きを経なければパラグアイ国籍は取れないという法令になっているのです。

この類型 A に書いてありますが、そのときに問題となるのは「気づいていなかった」というのがまずあります。在留カードにパラグアイと書かれていたり、修学旅行に行きたくてパスポートを取ろうと思ったけれども大使館ではとれないというので、「なるほど、パラグアイ国籍がない。だけど在留カードにはパラグアイ国籍と書いてある。どういうことだ」というようなことを大使館の窓口でやり取りすることがあるようです。

また、こういう無国籍の子どもたちは、現時点では在留資格があるからいいのですけれども、仮に在留資格がなくなってしまうと、どこに帰るのか?という問題が生じます。パラグアイにも住んだことがない、日本で生まれてずっと日本で育っている。日本から出ていきなさいと言われても困るわけですよね。こういう潜在的な問題があります。スライドに社会生活上の問題と書いたのは、これは法的な問題ではなくて、社会での差別の問題です。就職のときに「無国籍ってよく分からないからあやしい」とか、あるいは住居を借りようと申し込むときに貸してくれないとか、銀行口座を開設できないとか。必ずそうだというわけではなくて、無国籍がよく分からない、無知であるがゆえに、こういう差別的な取扱いが生じうるということです。

この子どもたちが取り得る手段として、日本の国籍法には8条4号という規定があります。「日本で生まれて、生まれた時から無国籍で、3年以上住んでいると日本国籍の帰化を申請できる」というのがあります。ですので、この規定に基づいて帰化申請をして日本国籍を取れました、という事例を紹介しています。ただ、当事者だけで法務局に行ったら追い返されてしまったということもあって、「そんな無国籍の子どもがなんで日本国籍を取れるの、帰化申請できるのよ」みたいなことを言われてしまったということもあります。この規定自体もちょっとニッチで、担当者自身もよく知らないという場合があります。ですので、法律としてはあるのだけれども、実際に使おうとしても、担当者の無知などが原因になって使えないというようなことがありますので、まずはひろくみんなに知ってもらいたいなという思いがあるわけです。

6. 類型 G~親不明・無国籍型

類型 G の事例は小豆澤弁護士と関弁護士と一緒に取り組んだ事例です。90 年代にタイから飛行機に乗って偽造旅券でやってきた女性がいます。その女性は中国で生まれたと親からは聞いている。けれども、その女性は幼い頃にタイに移動していて、タイから日本にやってきた。それで日本人の男性との間に子どもが出来て日本で子どもを産みました。ところが、当時日本人男性は結婚していて、その女性と日本人男性は結婚出来ていなかったわけですね。日本で子どもが生まれたわけですが、この子は何一つ身分証明書を持っていません。元々タイから来たお母さんも身分証明書を何も持っていなかったわけです。私たちのところに現れた頃にはこの子どもは成人していて、小学校も中学校も通ったことがなかった。何の義務教育を受けたこともなかった。

なぜこのようなことがおきるのか。しかも、非常に貧困状態に陥りホームレス状態になっているところを保護されたというような事案でした。東京都の中で起こったできごとです。この女性は、幼い頃に、中国の雲南省からタイの東北部へ移動したと親から聞いています。中国の旧国民党軍の祖先を持つため、タイの東北部に移動してきたということです。そこから日本にやってきたのですが、その女性自身も、その親も中国籍を証明するものが何もないのですね。もちろん移動先のタイ国籍を証明するものも何もないです。

日本での家族関係はうまくいっていましたが、お母さんも子どもも社会から隠されるように生きてきたわけです。ようやく保護されて行政関係につながっていくのですが、法的な問題は積み残されたままでした。

それで私たちが取り組んだことは、国籍法の2条3号を使うことです。つまり、「お母さんが国籍を有しない、お父さんが知れない、日本で生まれた。そうするとその子共は生まれたときから日本国民」になるのです。法的な親子関係がないからお父さんはいないことになります。あとは、お母さんの国籍がないということを証明すればよいわけです。お母さんは中国からタイにやって来た、とお母さんの親から聞いていますが、お母さんもそのご家族の中国籍を証明するものは何もありません。この状態でこの人が中国籍だと認定して良いのかということです。このお母さんが中国籍だということになってしまったら、さらに疎遠であるその子どもも、「何も証明するものはないけど中国人だ」ということになり、実効性のない国籍をかぶせられてとても大変な目に遭います。日本に生まれて、日本から出たこともなく、もちろん中国語は全く知りません。その子どもが何のつながりもない中国籍というもの背負わされると、これから先も様々なところで大変な思いをします。

ですので、この子どもは日本国籍を有することを確認するために、2条3号の適用を前提として、戸籍をつくるという手続きを踏みました。家庭裁判所はそれを認めてくれて、この子の日本国籍を確認し、戸籍を作るということが出来ました。この子が抱えてきた問題というのは法的な問題だけではありません。色々な問題が複合的に存在します。しか

し、まずその第一歩として、国籍問題を解決することができました。なんでもっと早くできなかったのだろうと思いましたが、まず一歩を踏み出すことができたわけです。

無国籍は解消されました。本当はこの子は最初から日本国籍であるはずなのですけれど も 23 年経って無国籍が解消されて、よやく日本国籍を確認して実効的な国籍を取得でき たということになるわけです。

ここでは二つの類型を紹介しましたが、この報告書には14類型が載っています。事案によって解決策も異なります。法律実務に携わる者が「こういうことに全然気づいていなかった。こんな風にこの規定が使えるんだ」と思ってもらえたら嬉しいです。ぜひみなさまに、他の部分についてもお読みいただければと思います。

どうもありがとうございました。

福祉からみる無国籍

月田みづえ 元昭和女子大学教授

まず、センターの開設、おめでとうございます。お呼びいただきましてありがとうございました。福祉からみた無国籍ということで、グローバリゼーションの中で無国籍児が増加してきました。子どもの福祉に携わっている者ですが、無国籍や外国籍の子どもたちが児童福祉施設あるいは児童相談所の中で増えてきたため、何とかしなければと考えてきました。万人が生来的に国籍を持つ権利を持つと考えて、無国籍児とは国籍が確定していない子どもと捉えています。

1. 無国籍問題への社会福祉的アプローチ

子どもの人権の視点が必要です。無国籍は今までの話にありましたように、政治、社会、 経済的な事情、各国の法律の相違などによって子どもの国籍の決定基準はきわめて複雑で、 現行の福祉的保護の思想と対応では解決に至らず、子どもの人権の視点が大事です。国際的 にも実態把握も始まったばかりで、2002年、2006年、その辺りから報告書が出ていること になります。今日のご発表にもありましたように、やはり無国籍児発生を歴史的に見ていく 必要があって、明治期の国籍立法の過程で日本人のナショナルアイデンティティ、特に家族 制度という国家的な仕掛け、そこに目を向ける必要があると思います。

福祉は社会的な不利とか生活上の支障や痛みを被っている個人の障壁を取り除くために解決策を探る実践的な科学です。個人の福祉からこの問題を考える時にはどのように生活に影響を与えているか、それを数量的把握のみでなく具体的な事例を分析する必要があると考えました。しかし先行研究は非常に不足していました。それは福祉が、実体のあるもの、政策を実践するものであることから実体のないものが研究対象とされにくかった。さらに、日本は子どもは家族扶養の中での保護あるいは親の権利の範囲内で護られると考えられていたために親の家族形態の影響を受けやすい。そのうえ、家庭内の福祉は個々の家族の責任ということで、この考え方は昨今ますます強くなってきていて、子どもの権利の視点からすると、非常に問題があります。

ところで児童福祉法ですが、法の成立過程の資料によりますと、想定問答の中に、「対象に外国籍の児童を含むか」という設問があり、「外国籍の児童(朝鮮人)も含む」という回答が想定されています。すなわち、「すべて国民」を対象とする憲法 25 条とは違い国籍を問わず、すべての子どもが対象となっていました。そこで、児童相談所あるいは児童福祉法の施設でもすんなり受け入れてきたわけです。

ただし、日本も近年まで、児童福祉研究において、子どもも大人と同じように市民である という認識が不十分でした。国籍法の思想的な特殊性とも絡みまして、どのように子どもの 権利に関する国際的な到達点に合致させていくのかが検討課題であると思います。

つまり、歴史的には、家族制度を通じて、ナショナルアイデンティティを偏重する考え方を根底にもつ国籍法では、日本国籍取得要件の範囲を限定してきたといえると思います。そこで、個人のアイデンティティの側からみる視点が必要と思います。先ほどもご紹介ありましたように正確な無国籍児、無国籍者数が把握されていません。法務省の2017年6月末の在留外国人統計の無国籍欄の総数は、626人です。同統計の年齢別を集計してみると1歳未満が60人、2歳から6歳までが27人です。1歳未満児が多いということは、あらたに、無国籍児が生み出されていることを示しています。また、これは、法務省が把握している一部の数字と考えられています。

2. 無国籍によって生じる不利

次に、子ども時代の保護や社会的サービスを受ける上での不利については、子ども時代は、 出生未登録だった場合に年齢不確定上の不利、法定年齢未満、法律違反したときにも未成年 としての保護が受けられない場合があり、婚姻・徴兵でも影響を受けます。成人してからは、 銀行口座の開設、パスポートの申請、正規の職への応募等における不利は先ほどからもご指 摘があった通りです。

無国籍の発生要因、先ほどの国際的な報告書の中では、出生登録制度がないか不備、国籍を確定するための法律的な障害があったり、人種による迫害、民族的・宗教的少数派、政治的混乱、国家の崩壊、難民や戦争の影響を受けた子どもたち、子どもたちに無国籍をもたらす経済的な障害①貧困、②出稼ぎ(移住)労働者、③債務労働、社会的・文化的障害①伝統的分娩/自宅出産、②遺棄、③非合法など様々な要因があるといわれます。大きくわけますと社会契約的原則による不利と情緒的な原則による不利というものを、特に沖縄の事例、あとでご紹介しますが、それを元に考えてみました。

法制度上存在しない存在ということで、法制度上存在が認められなければ子どもの権利 条約の「生命に対する固有の権利」が奪われた状態で、名前・国籍の取得権も満たさない。 現実に戦後の沖縄の無国籍児では、国籍がなければ戸籍がないとして、人間としての公的な 存在証明がないということで種々のサービスから除外されていました。すなわち、市民的権 利の行使における障害として、無国籍ではいずれの国からも『社会権』の主体とされず、近 年地方自治体によってはサービスが受けられる動きもありますが、あくまで恩恵の域を出 ていません。それから外交上の不利な扱いによる障害で、パスポート等も取れず、あるいは 何か起きた場合に外交上の保護がどこからの国からも受けられないことになります。

情緒的には、社会的通念上の差別とアイデンティティの確立における障害ということで、 結婚、就職あるいは個人の内面に大きな影響をもたらす可能性もあります。いつでも帰属す る国家に保護されるという安心感と心の拠り所が基盤にあることで、他に縛られない自由 な自己実現ができると思いますが、それが不安定なために親を恨んだり家族不和となるこ ともありました。国籍を持たないことでマイノリティになる、無国籍という「ラベリング」 が「スティグマ」となって本人の自己肯定感の低下から自己抑制まで生み出している実態があります。先ほども話がありましたように、帰化制度もありますが、恩恵的色彩が強くなります。本来国籍はあるものと想定した時にそれがまだ認められていないということから国籍を取得するための就籍許可審判あるいは国籍確認訴訟などが起こされています。就籍許可審判の一つの例としては先ほどご紹介があったように、父母ともに知れないという時には、国籍法 2 条 3 号に基づいて国籍が得られるということを盾にしたものもあります。外国籍のお母さんが家出をしてお父さんからは、除籍されてしまい、児童養護施設で生活していた子どもがこの規定によりまして、就籍許可審判で、日本国籍を得たというケースです。

3. 日本の無国籍問題の歴史

次に、日本の無国籍児問題は、大きく二つの時期に分けられると考えます。

一つは第二次世界大戦後のアメリカ軍占領統治下の沖縄に象徴されるアメリカ軍人 などの男性と日本人女性の婚姻にかかわる無国籍児の問題、二つは経済成長を遂げた日本に経済力を求めて来日した主としてアジア諸国などの女性と日本人男性の婚姻にかかわる無国籍児の問題です。

一つ目の沖縄の問題の背景は、基地が大きな比重を占めている問題です。

ご存知のように 1980 年代には在日米軍基地が全国での 75%を占め、沖縄には 5 万人の軍人・軍属が暮らしていました。その中で国際結婚が毎年 450 組、子どもたちは 350 人ぐらい。また、社会防衛的な観点からも軍人相手の飲食街がつくられました。沖縄の男女共同参画室の分析によりますと、軍の勤務体制、職務上のストレスなど軍隊という特殊性から様々な摩擦、あるいは問題が起きやすかった、さらには社会福祉協議会の調査では内縁関係の出生が 35.4%であった。そして多くの母親たちが厳しい社会の目に晒されていたと報告されています。

一方、本土にはありませんが、占領下の沖縄には国際福祉相談所がありまして、このような問題に対応していました。同相談所は、1978年に、無国籍児の分類を純粋無国籍児と未就籍無国籍児、婚姻外無国籍児、その他としています。相対的に、解決より未解決が多い。さらには家族形態別も紹介されていますが、未解決数は母子家庭では 72%と圧倒的に多くなっています。理由として、手続きを取る時間も持てないほど生活に追われ、経済的貧困と社会的弱者の境遇におかれていることを意味すると分析しています。さらには統計的には純粋無国籍児は、きわめて少なく米国人父が妻子を放置したまま帰国あるいは行方不明となったものが圧倒的に多かった。とくに、未就籍無国籍児、婚姻外無国籍児は、諸理由により、「父権証明書」(父親が自分の子であることを認める宣誓供述書)が取れない場合、あるいは法律上重婚の問題が解決されないなどによって、無国籍状態が発生しました。それからもう一点は父親が責任を取ろうと思った場合でも、アメリカは出生地主義をとっていますが、かなり厳しい居住要件がありました。アメリカまたは海外属領に通算 10 年以上(そのうち少なくとも、5 年以上は 14 歳に達した後)居住していなければならないというものです。

そのことを知らずに結婚し、実際にはお父さんの方も国籍継承する要件を満たしてなかった例もありました。無国籍児は戸籍上、外国籍や無国籍は琉球戸籍ではなく、外国人国籍簿に記載されました。しかし、それによって琉球列島居留民としての資格が与えられるものではないという規定がありました。国際福祉相談所による無国籍児の生活実態についてのアンケート調査は次のようでした。「社会的不利と感じることは何か?」に対して、「外国人登録しても入学通知が来ない」、「新入学するために教育委員会に行かないといけない」、「予防接種等の通知が来ない」、「国民健康保険にいまだに加入できない」、「名前がカタカナで肩身の狭い思い」などが挙げられています。

教育問題としては憲法 26 条教育権があるにも関わらず就学に際しては、特別入学願を教育委員会に出し、仮入学を認めてもらっていました。無国籍のため、住民票にも未登録であり、就学通知がなされないのが通例であり、家庭の進学に対する関心も低かった。例えばある事例では、「15 年間無国籍の子どもを持っています。今現在高校 1 年で未就籍、無国籍、次女が婚姻外の子、入学手続きは教育委員会に行ったりしていつも遅れる。無国籍の話は子どもとはとてもできません。帰化をしたとしても 4、5 年がかかるとなると、もう 20 歳になってしまってその時に国籍も無い状態では結婚もできないんじゃないかという親の心配ですね。3 ヶ年の在留許可をやっと貰えたけれども、帰化が欲しいし、外国人登録証を持っていても、親が代理できない。そこで、在留期間が切れるたびに本人が手続きをしなければならず、経費もかかり、予防接種の案内も一度も来ていない」と述べています。

さらには1970年代になりますと他の方たちの例でも、中学や高校に通う年齢となって青年期を迎えてアイデンティティの問題が学校生活への不適応という形で表出し、国際福祉相談所の相談窓口にも非行や家庭内暴力などの内容が持ち込まれるようになったと報告されています。さらに、先ほど言いましたように母子家庭が多かった。例えば A 子さんですが、米人関係のバーのホステスをしている時に米国人と知り合って妊娠 2 ヶ月の頃男性が本国へ転勤となった。A 子は最初から結婚を考えてなかったが胎児認知を希望して相手も快諾、受理してくれた。その後日本国籍を持つ男性と結婚して幸せな生活を送っていましたが、子どもが 7 歳になった時にその子の国籍は誤記であるということで職権抹殺されてしまいました。父親は米国人として知られているから、日本人として認められない。そこでその夫との関係も、子どもの戸籍のこともわからないような女とは一緒に暮らせないということで離婚となり、母子3人で生活するようになった、という例もあります。

また、福祉問題では地位協定による"存在しない子ども"の存在です。米国軍人の場合、日 米地位協定で身分を保証されていて通常の外国人登録ではありませんでした。そのために 身分証明はできましたが、夫がアメリカに帰ってしまった場合に初めて通常の外国人登録 ができて親権者が母にあったとしてもその間は無国籍でした。1981 年よりも依然の当時、 日本の児童扶養手当法では国籍要件が課されていたために、隣に子どもがいるけれども書 類上存在ない子どもの扶養のために児童扶養手当は出せないと行政手続きの際に言われて います。また、日常化する差別の問題で、墓守り・門中行事などにも参加させてもらえなか ったなどがあります。

4.1984 年の国籍法の改正

その後、国籍法は1984年に改正されますが、改正に際に、今日お手元にお配りしました 資料の後ろ面に載せていますが、滝岡さん(元国際福祉相談所相談員)という、ソーシャル ワーカーが無国籍児の言葉を紹介しています。

「無国籍であることをお母さんのせいといってけんかもよくしました。普通のように国籍がないのが嫌で、何度も国籍を取ろうとしましたが、そのたびに期待が外れました。私は、普通に日本国籍がほしいです。本当はお母さんが一番心配してくれているんだけれども。」という趣旨の意見陳述です。さらに滝岡さんは、「日本国籍を希望する外国籍者の多くは日本で生まれ、日本の教育を受け、日本社会に同化して心は日本人、彼らが国籍法の改正により日本国籍を取得し日本の国に受け入れられたという精神的安定感を持つことこそが、地域社会のために役立つ人材になろうという気持ちにつながるのではないかと思います」と国籍法改正にむけた意見を陳述されています(1984 年第 101 回国会衆議院法務委員会参考人として)。

改正によって父系血統主義から両系血統主義に変わりました。ところがまだ次の問題が ありました。

5.2008年の国籍法改正

二つ目の問題は、定住化する外国人の増加による無国籍児の問題です。無国籍児への支援や社会的な運動を受けて、第二弾目の国籍法の改正が行われました。それによって 2008 年 12 月に日本人父と外国人母の子どもが、胎児認知では日本国籍を取得できていたのが生後認知によっても日本国籍を取得できるように改正されました。同年の 6 月には法律婚でないフィリピン人母と日本人父の出生後認知された子の日本国籍を求めた最高裁判決があり、これが影響しています。ただし認知されていない子どもは日本国籍が取得できないままです。そのために多様な家族形態を認め、子どもの福祉の立場に立って無国籍を防止するということが課題となると思います。

6. 無国籍防止への取り組みと課題

無国籍防止への取り組みとして、すべての子どもの権利を守り、教育や福祉などの生活の保障とアイデンティティを重視する。そのためには、無国籍者の権利の保護に対する行政や市民のネットワークの役割が大きいと思います。新生児検診などに関わる保健医療関係者や児童相談所のワーカーなど、それぞれの機関で無国籍児にどう対応するか、現場では検討会やケース会議がありますので、何らかの形で、その情報を共有できないかが課題です。

そこで、今回 ICU にこのようなセンターができ、一歩前進するものと非常にありがたく 思います。市民の活動団体も含め、個々に模索していた情報を共有し、有効な方法・手段を 考える拠り所ができたことに期待させていただいています。

話は変わりますが、デンマークは日本と同じように血統主義です。両親の血統主義に立っていますが、そこに生地主義の考え方も導入して無国籍児の発生を防止しています。法律婚でない家族形態が一般的に認められており、法律婚でない外国人の子どもにもデンマークで生まれた場合には国籍を付与できるように改正されました。日本の場合には法律婚でない外国籍の子どもを国籍法で守ることの検討が必要であると思います。

このように、国籍法は各国で異なりますのでケースバイケースで非常に色々なケースを 積み上げていくことが必要です。法律婚でない家族形態を認めることは、今の現状の日本で はなかなか難しいかもしれませんが、無国籍児を生み出さないために、このことを考えてい く必要があると思います。

アマルティア・センが『福祉と正義』の中で次のようなことを書いています。「人権を個人が持つと想定されるのは特定の国の市民権という徳ではなく、人間としての地位に根拠があるからだ。法定化された権利であるかどうか、市民権や国籍などに関わらず個人はその自由を達成し、またそれを助けるのが他の人の責任である」という言葉です。これをどのように、実現するかが課題であると思います。またセンは「人は自分にとって重要なアイデンティティを選択することができる」(『アイデンティティに先行する理性』)、マイヤーは、「多文化共生の状況で従属的アイデンティティを持つマイノリティ、女性・子供・外国人を公的に認証し、形態が確立したので、それらを包摂する理念が必要である」(『グローバリゼーション―地球文化の社会理論』)と述べています。私は福祉が専門ですが、各専門領域からどのように実現していけばよいかを考えていく必要があるのではないかと思います。ご清聴ありがとうございました。

日本における無国籍状態の外国人母子の健康課題

李節子 長崎県立大学教授

1. 序論

皆様こんにちは。ご紹介いただきました、李です。よろしくお願い致します。今日は、 グローバルヘルスの理念と健康権保障、リプロダクティブヘルス・ライツ、無国籍状態の 外国人母子の健康課題についてお話いたします。

2. SDGs

まず、2016年1月1日に、この人々と地球のために世界を変えるための193カ国による 画期的な決定がされて、正式に発行された。Sustainable Development Goals です。今後15年間で、この惑星に住む私たちが達成すべき課題が出されました。それらは17ありますが、その中に「すべての人に健康と福祉を」というものが含まれています。そして、非常に大切な理念なのですが、「Leave no one behind」という理念を初めて人類として打ち出しました。この地球上には今75億人の人口がいますが、誰一人取り残さないというものです。具体的には、例えば目標3には「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」と書かれています。

3. グローバルヘルスの理念と健康権保障

このような考え方は、元々グローバルヘルスと言われます。地球規模で人類の健康を目指す活動、世界の人々が健康に生まれ、健康に生活し、健康に死んでいくことを目標とする活動で、つまり Health for all ということです。最近では、この惑星を大事にしようということで「Planetary Health」という言い方もしています。

元々健康というものは、WHO (世界保健機関) が 1948 年に言っているのですが、健康を享有することは基本的権利なのです。人種、宗教、政治などに差別されることなく、万人が有する基本的権利なのです。これは非常に重要です。更に、この「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」には、より突っ込んだ形で、すべての者が健康を享有する権利を有するとしています。より具体的には、死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策を取ること、病気の場合にはすべての者に医療及び看護を確保するということまで書かれています。

そして、過去 40 年間に人間が何をしてきたのかということですが、国連が中心となり、1948 年よりずっと世界人権宣言、WHO 憲章、世界人権規約、アルマアタ宣言、ミレニアム開発目標、そして最も新しい持続可能な開発目標までずっと all people のための健康であるということを言ってきました。

4. リプロダクティブヘルス・ライツ

もう一つ重要な概念にリプロダクティブへルス・ライツというものがあります。これは性と生殖に関する健康と言いますが、妊娠・出産に関わるすべての事象において健康であるということです。身体的、精神的、社会的に良好であることですが、これも人類共通の課題であると言われています。例えば、1994年にリプロダクティブへルスは健康である状態というだけでなく、その状態が保障されることが人権であるということが言われています。すべての新生児が健康な母親から生まれることができる、すべての乳児が予防接種を受けられる、若い女性が HIV 感染から身を守る、そしてすべての人が正しい情報を得ることが出来る。さらには、すべての人が自分の重要な決定について選択肢を持ち決定を下すことができるということが言われています。

具体的に何かを申し上げますと、これらを実現するためのリプロダクティブ・ヘルス・サービスというものがあります。これは妊婦のケア、分娩時・産後のケア、新生児・乳児のケア、さらにはジェンダーに基づく暴力の防止も入りますが、これはまさしくマターニティ・ヘルス・ライツなのです。まさしく母子保健サービスなのです。これはすなわち Health for all です。さらに、すべての人が利用できるリプロダクティブ・ヘルス・サービスの実現は国際的な公約になりました。もちろん日本政府も参加しています。人権にかかわる重要課題であると言われています。

ではどのような人権であるかと言うと、まず生命と生存の権利です。妊産婦・乳児死亡を防ぎ、HIVを含む性感染症を防ぎ、それらのための情報や手段があり、また、女児の育児放棄と差別をなくすことです。さらに、身体の自由及び安全の権利です。これはジェンダーに基づくあらゆる形態の暴力の防止です。さらには情報を求め、受け取り、伝える権利はあるのだと言っています。

このリプロダクティブ・ヘルス・ライツは、持続可能な開発目標にも入れられました。 提案目標5のジェンダー平等に関する部分の中の、5.6に「性と生殖に関する健康および 権利への普遍的アクセスを確保する」ということが入っています。これは母子保健です。 母子保健は Leave no one behind が言われており、全世界が約束すべき、実行すべきことで す。そしてもちろん、日本政府はその中のキー・アクターになっています。

5. 無国籍状態の外国人母子の健康課題

ただし、日本に移住した外国人女性が DV と性暴力被害を受けた場合、ことばの壁、在 留資格問題、社会からの孤立、社会の構造的問題、ジェンダーに基づく性暴力といった 様々なリスクを抱えているために、リプロダクティブ・ヘルス・ライツがなかなか守られ ていない現状があります。日本における外国人母子保健は国籍や出身地を問わない基本的 人権なのです。1947年の児童福祉法、1965年の母子保健法といったすべての法律におい て、在留資格を問わず、すべての外国人女性に適応されます。 日本の児童福祉法というのは非常に素晴らしい法律ですが、70年ぶりに2016年に改訂されました。そのなかで、「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとる」ということが明記されました。これは非常に素晴らしい事です。「母子保健」というものは、健康問題を地球市民的発想、全人類的視野で捉えて解決するという理念の上に成り立っています。最も根源的なヒューマニズムが求められるヒューマンケアの分野です。ここには、生命尊重や人権遵守の哲学が根底に流れています。

これは日弁連が出した、非正規滞在者への行政サービスに関する本からの抜粋ですが、 その中にははっきりと妊娠している外国人女性は、在留資格がなくても、母子手帳の交 付、出産費用、入院助産、健康診断、養育医療が受けられると書かれています。

ただし、今申し上げましたのは、本来考えるべき理念なのですが、実際は何が起きているのかを次にお話いたします。

私が実際に30年前に出会ったケースなのですが、人身取引の被害者の10代の女性が一度も妊婦健診を受けず、病院に救急車で運ばれてきました。その女性は経済的にも社会的にも非常に危ない状況でした。誕生した、子どものケアを担当したのですが、母子ともに、退院後の生存が危惧されました。もし、子どもが生きていれば、今は30歳になっています。この女性は在留資格が切れており、お金もなく、頼る親戚もいませんでした。退院する際にはヤクザのようなブローカーが迎えに来ていましたが、いったい、今後の生活はどうなるのかと思いました。私はこの問題を論文に書き、学会誌に発表しました。私が知る限り、この論文が日本において初めてのオーバーステイ(非正規滞在)の母子の人権問題・健康問題に関するレポートです。

1993年に、すべての福祉事務所 1220 か所の調査を行いました。その内、オーバーステイのケースに対応したことのある福祉事務所は 10.3%にも上ります。オーバーステイの母子に関して、福祉事務所が自由記載欄に記入した内容は、読んでいて本当に胸が痛くなる想いがします。何が書かれていたのかと言いますと、共通した内容として、「公的援助を受けていないことから、予防接種、乳幼児健診をうけていない」、「児の出生届が未届けのため法律上何の援助も受けられない、教育等も受けることができない」、「問題を早期に表に出さないのでより追い込まれた状態に陥りやすい」、「母子手帳を持っておらず、妊婦管理が十分なされていないため、早産、未熟児出産ケースがある」ということです。

無国籍状態とは、すなわち出生証明書がどこにも届けられないために、在留資格も国籍もない、この世に存在しない状態になっていることです。2001年に、実際の教育環境の調査を行ったのですが、子どもは常に親の在留資格を起因とした問題を抱えており、心身ともに健全な人としての成長をしていくことができない状況となっていました。特に、学校に行っておらず、昼間に公園で遊ぶと、「どうして学校に行かないの?」と聞かれてしまうので夜中に遊んでいる。そして、子どもたちなりに警察官を見るとドキドキしてしまうのです。居場所のない子どもたちなのです。9歳になるある女の子は、パトロールしている警察官を見ただけで体をこわばらせて、胸がドキドキすると言っていました。そして

「なぜ学校に行かないの?」と聞かれることが一番辛かったと言っています。

無国籍状態の子どもの人口を推定しました。2000年には、日本国内におけるオーバーステイの女性人口は12万人でした。この10万人前後の人口が10年続いていたのです。そのオーバーステイしていた女性たちは20代の妊娠しやすい時期にあったと推測されます。少なくとも、オーバーステイしていた人口のうち半数ほどが妊娠したのではと考えています。その中でも何人かの人は出産している可能性があります。私は、推計して2万人はいるのではと思っています。そして、徹底的に日本国内での無国籍状態に関するレポートを読みました。ある外国人支援の担当者は1万人から2万人いるのではと言っていました。NGOの担当者の方に実際にお話を伺ったのですが、NGOの担当者の方がオーバーステイ状態にあるお母さんのことをこう言っていました。「毎週のように、20代~30代の女性が訪れ、相談に来るが、ほとんど妊娠している。」と。

2009 年に、子ども家庭福祉研究部が197 の児童相談所に対して外国籍・無国籍児童ケースに関する調査を行いました。そして328 の事例を収集しています。無国籍状態の子どもの深刻な成育環境についての報告がなされています。

児童相談所からの声としては、たとえばお母さんの母乳を飲んでいる乳児がいる場合、そしてお母さんが摘発された場合にその乳児はどこにいくのだ、というものがあります。お乳を飲ませていたお母さんを隔離することになり、乳児を含めて引き離す必要の無い親子を分離しなければならないのです。そして、オーバーステイや不法入国で行政も把握できていない外国人とその子どもについては福祉・保健・教育の網から漏れており、最低限の生活基盤が整っていないのではないかという意見もあります。また、不法滞在が摘発された際に、子どもがどこに行くのかというと、乳児院に行くことになります。この乳児院が満床なのです。特に、子どもの手続きをしようと思っても、発覚を恐れて母子ともに行方が分からなくなることがあるのです。

これが、私が 2010 年にある人から深刻な電話が掛かってきた際のケースです。ある担当者なのですが、乳児院にいる子どもが在留資格を理由に、予防接種を受けさせてもらっていないというのです。私は絶句しました、後日、どうなったか、その担当者に電話をしました。努力したがどうにもならなかったということでした。よく言われることが、在留資格がなく、国籍を持たない子どもに予防接種をして副作用が出たらどうするのか、という質問です。いま、その子どもがどうなったか、わかりません。担当者からの切実な要望として、誰に相談したら、助言を求めたらいいのかわからない、相談窓口が、市町村にも県にも国にもどこにもない、問題解決可能な部署やアドバイザーが欲しいというものでした。いまも、その状況は何ら変わっておらず、無国籍状態の子どもは、置き去りにされたままです。

2012年7月9日に「外国人住民」にも日本人と同じく「住民基本台帳法」が適用されることになりました。それまでは、在留資格がなくても、外国人登録・住民登録をすることができたのですが、この日以降、在留資格がない人は、登録ができなくなってしまいまし

た。これによって、ますます、無国籍状態の子どもたちが、「地下」に潜ってしまう。「存在しない」子どもとして、何が起こっているのか分からなくなり、これまで以上に人権侵害が酷くなります。ある NGO の担当者が言っていましたが、日本で、無国籍状態で生まれた子どもが、そのまま思春期を迎え、セックス・ワーカーとして働かさせられ、子どもが生まれました。つまり、孫が生まれています。世代間連鎖が起きています。

私は、2012年の前と後とでの違いに非常に心配しています。無国籍状態の子どもに関するレポートは少なくなり、NGOに問い合わせても分からない、全然来なくなったという返事が返ってきます。ただ、実際に入国管理法が変わったとしても子どもの権利は変わらないはずである。しかし、住民登録、在留カードがないことを理由に、妊婦健診などのサービス利用や予防接種を拒まれる例が各地で報告されています。

これは、非正規滞在から在留資格を取得した女性のインタビュー記事です。在留資格がなかった頃に病院に行ったり、健康診断を受けたりしたことはありますかという問いに対して、「ほとんど言っていません」と答えています。出産について区役所に相談しにいかなかったのですかという問いに対しては、「こわかったので行きませんでした」という返事をしました。「生まれた後の手続きだけはしに行きました。日本語が上手な友達についていってもらいました。そのときに外国人登録証をもらいました。就学の手続きにも行きました。ビザがなくても子どもが学校に行けるなんて、日本はなんてすばらしいのだろうと思いました。」と答えています。次に、「外国人登録証があった頃はオーバーステイでも区役所からサポートが受けやすかったですね」と言っています。2012 年以降、30 年前よりももっと深刻な人権侵害がアンダーグラウンドで進んでいるのではないかと思います。

6. まとめ

オーバーステイ、非正規滞在の母親から生まれた子どもたちは、「入国管理法違反」であるという理由から、あらゆる人権が侵害され、法の外に放置されています。母親は「不法」であるために、「不法」が発覚すれば、本国に強制送還されることを恐れて、公的な場所にはほとんど現れず、人との接触を極力避けています。よって、妊娠しても、妊娠の届け出を出せず、母子健康手帳を得ることがなく、妊婦健診を一度も受けず、ハイリスク状態で分娩に臨んでいます。妊婦としてハイリスク状態で仕事もしていますから、結局、早産になる危険性が高くなるのです。未熟児の状態で子どもが生まれると集中治療室で長期入院することになります。子どもは誕生しても、出生届を出されることもなく無国籍状態になり、予防接種も受けられず、病気や怪我をしても病院に行くこともできずにいます。これらの問題は、子どもが成長するにつれて、その内容が深刻化し、その成育・教育環境が蝕まれていき、そして次世代連鎖を起こしています。自治体、保健医療担当者側に、なぜか「不法滞在者には母子保健制度が適用されるはずがない」という無知や偏見が存在しており、母と子の健康を守るための制度から遠ざけています。実際に、母子保健関連の制度を、オーバーステイを理由に、自治体によって認めない運用例も報告されていま

す。無国籍状態にある子どもの社会的状況は「子どもの権利条約」の根幹理念である、「親の不利益を子どもがこうむることはない」ことにも著しく違反しています。皆様は法曹界のスペシャリストですので、私から説明するまでもありませんが、子どもの権利条約の基本は、親の不利益を子どもがこうむることはないということなのです。例えば、親が貧困だから、その子どもが学校に行けない、親が犯罪者だから、その子どもも犯罪者扱いを受ける、あるいは親が外国人だから、どこからも保健医療福祉情報が届かず、子どもが予防接種さえも受けられないといった状況は、子どもの権利条約違反なのです。

「在留資格がない」から「人権がない」のではありません。ただ、日本の風潮を見ていると、なぜか在留資格のない人がまるで人権も全部ないという非人間化されている考え方があるのではと感じます。「すべての人々」が生まれながらに有する基本的人権をどのように保障していくのかがいま問われています。在留資格を問わず、すべての生命誕生、命を育む女性のリプロダクティブヘルス・ライツの保障は世界の公約のはずです。

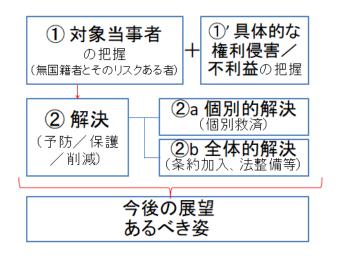
そして、今、こうして私がプレゼンテーションをしている間にも、日本のどこかで無国籍状態で誕生している人間の命があるはずなのです。一刻の猶予も許されない人権問題が存在しています。私は生命の誕生の場に関わる助産師として、その本来業務と倫理的責務の視点から、無国籍状態の子どもの問題を考えてきました。支援する側の担当者としても、この問題が起こったときにどこに相談したらよいのかわかりません、色々なケースが日本中で起きていますが、具体的な問題解決策が積み重なっていかないのです。それぞれの現場で心ある人が経験したことが、泡のように消えていくのです。事例が蓄積され、専門部局に報告し、蓄積され、問題が深刻化する前に具体的な対応ができるといったシステムが出来たらよいと思います。

パネルディスカッション

登壇者:秋山肇、小田川綾音、月田みづえ、李節子 ファシリテーター:関聡介(弁護士)

関:みなさん、こんにちは。ご紹介いただいた弁護士の関です。今日はピンチヒッターとしてパネルディスカッションのファシリテーターを務めることになりました。 色々準備不足の点があるのですけれども、精一杯務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今日の前半のお話は非常に多岐にわたっていて、それをベースにパネルディスカッションをすると言ってもなかなか難しいと思いつつ、お話を聞きながら1枚だけスライドを作ってみました。私、弁護士なものですからどうしても法律面に内容が偏ってしまうところがあるのですけれども、無国籍に関する問題点として今日議論する順序を考えてみました。



まず「①」として、対象当事者(一応日本にいるということを前提としますが)。 日本にいる無国籍の方あるいは無国籍のリスクがある方をまず把握をしないといけないだろうと思います。今日の前半のお話で、色々なところに色々なかたちで対象当事者が存在する可能性を、それぞれパネリストの方に示していただいたのですが、それをとりまとめをして、具体的にどの場所にどのようなかたちでどの程度の人数の対象当事者がいそうなのか、ということの把握方法について議論できたら、と思います。 そして、「①'」として、それらの対象当事者の方々が、具体的にどのような権利を侵害されてどういう不利益を受けているのか、ということも併せてもう一度整理できたらと思います。 それを受けて、次に、「②」として、そのような対象当事者の方々の抱える問題点についてどのような解決をすべきか、ということがあります。「無国籍」の問題というのは無国籍の発生自体を予防するという観点と無国籍者となった方の保護という観点、さらに現にいる無国籍の方を削減するという観点、その三つの観点でよく検討されるます。その三つの観点を入れつつ、「②a」として、個別に対象者の方を救済していくにはどうしたらよいのか、どのような受け皿が求められているのか、さらに、「②b」として、個別の一件一件の解決を離れて全体的に解決していくためにはどのような法整備などが求められるのか、というあたりも、少し整理できたら良いと思っております。さらに、それらの検討結果に関して「今後の展望」と、展望とは別に本来「あるべき姿」というものについても、パネリストのみなさんにご意見をうかがえたらと思っているのですが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

では、まずは「①対象当事者の把握」ということなのですけれども、今日色々なかたちで色々な無国籍の方が存在するというご紹介がありました。今日もお配りした青い報告書(無国籍研究会『日本における無国籍者―類型論的調査―』)においても、無国籍の当事者がどこにどのようなかたちでどの程度存在するのかということの把握に努めたわけですが、統計的には把握できていないという話が小田川さんからあったと思います。実際「在留外国人統計」では無国籍者は「626人」です。先ほど、そのうち1歳未満の無国籍者が「60人」という数字が出ていました。それ以外にも様々な統計がある中で、統計上の把握の困難性につき、この報告書での統計部分担当の秋山さんから統計の状況を簡単に説明していただけるとありがたいです。

秋山:ありがとうございます。先ほどご報告した内容は私の博士論文の研究ですが、『類型論的調査』の報告書の中では、日本における無国籍の公的な統計がどこにあるかということを調査しました。日本における外国人、外国人とは日本国籍を持っていないという意味で、無国籍者を含みますが、外国人の人数を把握するという統計としては、在留外国人統計があります。この統計には無国籍者の欄がありますので、そこから無国籍者の数を把握することができます。ただ、在留外国人統計には二つ問題点があります。一つ目はこの統計が在留資格を有している無国籍者しか対象になっていない点です。そのため在留資格を有していない無国籍者を把握するができません。二つ目は、国籍の認定の問題です。日本の在留カードには、「国籍・地域」の欄がありますが、その国籍・地域の名称が在留外国人統計に反映されています。在留カードにはある国籍が書かれているが、実際は無国籍であるという、小田川さんのご報告にあったような事例もあります。以上の二点が在留外国人統計の問題点になります。

他の統計としては、たとえば国勢調査がありますが、根本的な問題として、自己申告による回答であることが挙げられます。まず日本国民かどうかという答え方があって、外国籍であると答えると国名を記入することになっています。そこで無国籍に関

連する統計は、「無国籍」としてではなく「無国籍・不詳」として公表されます。そのため国籍調査の結果の数字として出てくるのは、「無国籍」ではなくて、「『無国籍』を含め他の国籍であることが明らかにならなかった人」の数字ということになります。国勢調査は、在留外国人統計と異なり在留資格は関係ないので、在留資格のない人の国籍も分かるはずなのですが、実態として無国籍者の人数を把握することは難しいということになります。他にもいくつか統計はありますが、そもそも国籍の認定の問題があり、様々なところで無国籍という言葉が出てくるには出てくるんですが、そこの意味するものが何であるのかも分からないし、その範囲もそれぞれに違う。ということで、無国籍者の全体の把握は国としてなかなか出来ていないと言えると思います。

関: ありがとうございます。今の話が、青い報告書 21 ページから 27 ページくらいに書いてあるということですね。そうすると、やはり既存の統計から無国籍者を把握するのは困難であるということになって、一体どのくらいの範囲でどこを探したらよいのかということになってくるのだと思うのですが、月田先生の方の報告の中でも児童福祉施設というものが言及されていて、児童福祉施設も実際は調べてみると、法律上は12 種類くらい色々な施設が存在している。その中の具体的にどこに無国籍者がいそうなのかということもありますし、それからその児童福祉施設の手前のところで児童相談所というものが存在していて、そこの一時保護所という施設もあります。どのあたりに無国籍者が隠れていそうかということについては、月田先生の方で何かアイデアというのはございますでしょうか。

月田:非常に難しい問題です。児童相談所で対応し、一時保護所あるいは、措置されて児童養護施設となどを利用することになります。ですが、どの過程においても、緊急性もあり、子どもにとって最善の居場所を考えることが優先課題なので、児童票はそんなに厳密ではないのが一般的ではないかと思います。産院でお母さんが自分でフィリピン人と書いていたものをもとに作成したり、本当にそうであるかを吟味するのは、困難と思われます。実際に施設で子どもが大きくなり、パスポートを取ろうかというときになって、あれこれ調べてみたら、国籍がなかったことがわかったなど、非常にその辺はファジーです。ケアの内容や生活の質の問題に目が向き、出生にかかわるルーツや正確な国籍の把握が必要であるという認識もなされてこなかったという実情があると思います。児童福祉施設の中にいる子どもたちの無国籍の状態というのを何年か前に調査がされたことがありますが、施設側も国籍は正確に把握できていない状況でした。最近は、すべての子どもと保護者について、妊娠期から出産・育児をサポートするフィンランドのネウボラを模倣した制度(日本版ネウボラ)が、地方自治体でも試行的に行われるようになってきています。フィンランドでは、妊娠したら、

育児に必要なグッズももらえるし、ネウボラに行けば、あらゆるアドバイスももらえるから行きたいという意識がみんなに定着しているようです。すべての人が普遍的なサービス、公的支援を安心して受けられるような体制づくりを長年かけてしてきた成果と思います。日本でも保健師さんの中には、「在留資格なくてもいいから来なさい」、「とにかく国籍を持てるような手続きをしなさい」と助言してくれた場合もありますが、在留カードになってから、保健師さんにたどり着き、公的支援をうけることが、さらに厳しい状況になっているのでは、と危惧しています。その辺の打開策が私は分からないのですが、李先生いかがですか。

関:では、李さんお願いします。

李:私は正直言って30年間数をずっと探してきました。第一に、当事者の気持ちになったときに、誰が何の目的で把握しようとしているのかということなのですよ。たとえばここ(スライド)に「対象当事者の把握」とありますが、「誰が」「何の目的で」「どういう責任がとれますか」ということなのです。把握して、たとえば当事者にしてみたら、先ほど私もお話をしましたけれども、非常に怖い状態、人権侵害がひどい。自分がもしも摘発された場合には強制送還をされてしまう。そして、職場からも追放される。社会からもさらにさらに行方不明にならざるをえないのですよ。どのようなときに誰かが調査するといってもまずはこちら側が何を調査した結果、どういうことをあなたがた(無国籍者)に出せるかということを大前提として調査する目的がちゃんと周知されていないと絶対に調査は出来ないですね。

まず、明確な数としては 2012 年前の外国人登録者の中に、「在留資格なし」の方が 3000 名以上いました。これは、氷山の一角であると私は思っています、その十倍、二十倍の方々がいらっしゃると思っています。これは、非正規滞在の人が外国人登録をするということはものすごいリスクがあるからです。ただ、子どもを何としても学校に入れてあげたい。学校や、役場からは外国人登録証を持ってこいと言われるので、親がおそらく身の危険を感じながらも、子どもの将来を考えて「在留資格なし」という登録をされたのではないかと思います。もう一つ、調査にあたって、一番問題となるのが、個人情報保護の問題と、公務員の守秘義務という大きな壁があります。それよりも調査する側の問題、たとえば倫理的にその調査は成り立たないと思います。私は、数じゃないと思っています。たった一人でも非正規滞在の母と子がいればそれは問題視すべきであって、全数調査は実質的に出来ないと思います。ただ、もし出来るとしたら、日本政府が子どもの権利条約や SDGs をもとに、たとえばアムネスティのような状態を作って、3年間あるいは5年の期間を限って、届け出れば無条件に非正規滞在の人にも在留資格、あるいは国籍を付与するというような大々的なキャンペー

ンをすれば一斉に、ものすごい数の人が、私は届け出るのではないかと思っていま す。以上です。

関:ありがとうございます。なかなか統計的な把握あるいはカウントは難しいということですね。外国人登録法が廃止されたというお話が出ており、これは 2012 年の7月だったと思うのですけれども、それまでは非正規滞在の人もみんな基本的に登録するという制度の下で外国人登録証明書というカードをオーバーステイの人にも渡していたという状況があり、市区町村の役場も自分のところに住民という意識がある程度ありました。ですが、2012 年7月以降は在留カード制度になってしまったために、在留資格がない人の把握は市区町村から離れてしまったという問題があります。それから、個人情報保護の要請が高まっていてより情報が得にくくなっているということや、当時者にとってはリスクを冒してまで情報を把握されるということが元々されにくいというような状況があることのご指摘があったかと思うのです。当事者としては把握されるメリットがないと名乗り出てこないということになりそうですが、この辺りに関連して小田川さんの方で何かアイデアというのはありますか。

小田川:今季先生から「誰がどのような目的で把握するのかが問題では」との発言があり、本当にそうだと思いました。それに関連して思ったのは、ここに X さんという人がいたとして、こちらの国からは A 国籍だと言われるけれどもあちらの国からは無国籍だ、と言われることもあるということです。同じ人間で同じ情報を持っているのに、こちらからは A 国籍と言われてあちらからは B 国籍、あるいは無国籍と言われる場合があります。どの視点に立って、どんな目的があって、どれぐらい精緻に検討しているのか、ということによっても国籍の判断が違ってしまうと痛感しています。というのは、今日私の報告のなかで、パラグアイの事例はとても分かりやすい無国籍でした。パラグアイと日本の法律のはざま、血統主義と出生地主義の間でストンと落ちた分かりやすい無国籍です。それでも、日本の在留カードにはパラグアイと書かれたりしていますが。

ただ、この報告書にある他の事例については、一見すると国籍があるのかないのかという判断が難しい場合もあります。日本の法律では、お父さん又はお母さんが日本人であれば、生まれたときに子どもが日本国籍を取得する、とされています。登録は、国籍を取得する必要条件ではありません。つまり、登録されていないことがイコール無国籍ということには必ずしもなりません。ただし、国によっては、登録自体が国籍取得の条件になっている国もあります。その人が無国籍かどうかは、国籍に関連する法規を見なければわかりませんが、重要なことは国際法の定義では、「法の運用

において国民として認められない」人が無国籍者となります。ですので、生まれたときにオギャーと言った時点で、その子の関連国の法規からすれば、国籍を取得しているように読める。そうだとしても、その国籍を証明するものが何もない、あるいは大使館に行っても「あなたは国民として扱えません」と言われた、もしくは「あなたには何も出せません」と言われた、こうした事情があると、法律上の規定と実態との間に齟齬がでてきます。つまり、国籍に関する法規を読むとこの人は国籍を取得していそうだ、と考えられても、実際にその国で国民として認められているのか、国民として扱われているのかという点ではギャップが存在する場合があります。実際に国民として旅券を取りたいとか出生登録をしたいと言っても出来ないことがあります。その出来ないときに、一体何が原因なのか、単に大使館に行っていないだけなのか、それとも、できる限り合理的な努力をしたけれども実現できなかったのか、そういう事情が問題になってきます。

要するに、国籍に関連する法規では、国籍取得の要件が書いてあり、それを事実上は満たしていると思われる場合であっても、その運用を見なければ、本当にその人が無国籍かどうかが分からないという場合があります。

そういう当事者の置かれている状況によってまちまちだと思うのですよね。法律はそう書いてあるけれども、その人の置かれている状況とか実態を見て、また、難しいのは、国籍法は、自分に関係することでも、誰もが皆知っているわけではないということです。私も、検討するときに、間違えていないかと心配になることもあってすごく怖いです。それは、時代によって国籍法は改正されていくこともありますし、その人に適用される国籍法がどれなのか、というのを検討しなければならないからです。本当によく調査しないと間違えてしまうこともあります。ですので、どの国籍関連法規が適用されるのか、その運用はどうなっているのか、そうしたことを全て自分で分かっていて、適切に行動してください、というのはなかなか無理なことではないか、と思います。そういうことも頭に入れて考えてみると、その人の国籍が違って見えてくる、ということもあります。国籍で問題を抱えている人の周りにいる人や支援に携わっている方たちが、このような視点を持つことで、たとえば無国籍の人の数が変わっていくということもあると思っています。

関:支援者の人などにつながっている場合には、支援者の人たちが「こういう当事者がいますよ」と教えてくれることが期待できます。とはいえ、当事者にとっては無国籍であることはつまびらかになることで、かえって今の平穏な生活がもっと悪くなることを恐れる場合もあるでしょう。それから、児童相談所や児童福祉施設などの方々にしてみれば、公務員としての守秘義務違反というような批判を受けかれないリスクの下で、敢えて弁護士とか研究グループに「こんなケースがあります」と連絡のは、リスクを上回るメリットがあるときしか考えられないだろうという気がします。です

ので、その辺りは現実問題として考えないといけないと思います。ところで、今までに、当事者の方から小田川さん等弁護士に連絡してきたりとか、児童福祉施設や児童相談所の関係者から情報提供があったりといったケースは、存在することは存在するのでしょうか。あったとして、それはなぜわざわざ情報提供してきたのでしょうか。そのあたりにつき、何かありますか。

小田川:一つは、パラグアイ大使館の方とは、この報告書を作成するにあたってお話を伺わせていただき、コミュニケーションを取れるようになったということがありました。そこで「日本には国籍法 8 条 4 号という規定があって、無国籍の方は未成年の間でも日本国籍を帰化申請することができますよ、一般よりも条件が緩和されているんです」という情報をお伝えしたところ、「そうなんですか」というやり取りがありました。その上で、おそらく当事者の方が大使館に見えた際に、大使館から、「日本にはこういう規定があるから日本国籍を取りたかったらこういうことが出来るよ」という情報案内をされているように思います。そのため、日本国籍の取得を希望されていらっしゃる方が私の方にご相談に来られることがあります。当事者の多くが、在留カードにパラグアイと書かれています。ですので「日本国籍が簡単に取れるのだ、未成年の間でも取れるのだ」という情報提供があると「じゃあやってみよう」というかたちでつながってきます。そこが当事者にとっては、メリットなのだろうというふうに思います。

また、児童相談所や児童養護施設で大変熱心に働いていらっしゃるケースワーカーの方から、私が無国籍の問題に取り組んでいることを知られて、ご相談を受けることもあります。ケースワーカーの方は、その子が親の国の国籍を継承しているのではないかと確認しようとしたもののうまくいかない、日本国籍の取得も困難だ、というように壁にぶつかった際、私たちは、報告書に照らすと、それは類型 E に類似している、といったように分析をして解決策を探ります。やはり、子どもの福祉の現場で子どもたちと携わる中で問題意識を持たれてご相談にこられる方がおられるので、見えないところでまだまだ隠れ無国籍がいるのではないかという実感はすごくあります。

関:なるほど。そうすると、やはり李さんおっしゃるとおり、情報提供なり名乗り出たりすることにメリットを感じるケースは、現段階でも少しずつ把握はされている。けれども、政府が把握するような話になったときは、「一定の期間内に名乗り出れば全員在留許可が出ますよ」的な、つまりヨーロッパで行われる「アムネスティ」のようなメリットとか、何かそういう"飴"がないと、やはり名乗り出てこないということになりますかね。

李:私はですね、今日は非常に非正規滞在の人の話、最も人間の権利が侵害されているケースを言いましたけれども、いわゆる普通に親が在留資格があっても、必要な所に子どもの出生が届けられないことによって、子どもが無国籍状態、無国籍になる可能性があります。それはなぜかというと、たとえば一般の日本人も若い女性が妊娠したときに、自分は妊娠したらどこに行って、子どもが生まれたら何をどこに出さなきゃいけないか知りませんよね。そんなふうに、日本にいる外国人女性も知らないのですよ。あるいは、日本人と同じでいいと勘違いしているかもしれません。

出産後に、日本人の場合は、市町村窓口に、子どもの出生届けだけをすればいいのですが、外国人の場合は、戸籍法、住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法、国籍法による届け出が必要となります。まずは、日本人と同じように、自分の住んでいる役場に出生証明書を戸籍法に則って出して、次に、子どもの在留資格の取得のために、地方入国管理局に行かなければなりません。さらに、親の本国の領事館に行き、国籍の取得を行わなければなりません。届け出期限もそれぞれにあり、違います。しかし、このように煩雑で、日本人と違う届出をしなければならないとうことを、知らない人が多いように思えます。うっかり、地方入国管理局や領事館に子どもの届け出をしなかったばかりに、期限が過ぎたばかりに、子どもが在留資格も、国籍も取得していないというような状態は、絶対に予防しなければならないと思います。

だから、外国人の場合は妊娠して出産するまでの間に、これらのことを知っておかなければならいないと思います。特に、本国の国籍法が生地主義だったり血統主義だったりしますので、注意が必要です。また、地方入国管理局は各県に一か所しかありませんし、原則、親が行かなければいけないので、仕事を一日休まなくてはいけません。外国人が日本で子どもの出生届をし、住民登録をし、在留資格・国籍を取得するのは、すごく大変な労力が必要なのです。

まずはサポートする保健医療福祉の専門家側が、知識を得て、外国人女性の方が妊娠したらその人が理解できる言語で生まれる前から、生まれたらどこに届けなくてはいけないのか、本国の国籍法はどうなっているのか、ちゃんと説明できるようにしておくことが必要だと思います。出生証明書の名前の書き方も問題にならないように記載すること等、「え、こんなことも知らなかったの」と思うかもしれませんが、日本の保健医療福祉情報を多言語で対応できるようにすることが求められています。外国人女性が市町村の窓口に母子健康手帳を取りに来たら、多言語情報で子どもが無国籍にならないように予防対策のインフォメーションを流すことは、すぐにでも出来ることだと思います。

関:ありがとうございます。「②解決」のところでは、「予防」「保護」「削減」の 三つの観点があったのですが、先ほどの、「把握」はどちらかというと現に存在する 人を「保護」「削減」するために実態を把握しましょうという色彩が強かったです。 これに対し、今のお話はまずは生まれる前の時点から少しでも情報提供すれば、いわ ゆる「未登録」になるパターンをだいぶ防げるという意味で、「予防」の観点ですか ね。月田先生は、付け足しがあればお願いしたいのですが。

月田:最近私はケースと離れているので実際に今ケースに触れられている方々にお聞きしたいのですが、2008年の改正によって生後認知も認められましたよね。ただ、日本の場合には本当に法律婚重視なので、認知されていない子どもだと、先ほど少しご紹介したデンマークの場合では、デンマークで生まれていれば外国人でも、事実婚が普通になっているから状況が普通の国とは違うのですが、そこでもデンマークに生まれればデンマークの国籍を取れるというふうに改正になったのですけど、その可能性について実感として難しいですか。

小田川:日本で生まれていれば、日本人の父からの認知がなくても日本の国籍取得が認められるか、ということですよね。立法としてはそういう動きがあるということは聞いたことがありませんが、その点に関する問題意識は強く持っています。

李先生からお話があった子どもの権利条約ですが、親の不利益を子どもに引き継がせないというのが理念だと伺いました。しかし、現実は、在留資格のない親から生まれた子供は在留資格がないということを受け継ぐという状況になっています。私は、日本の国籍法が厳格な血統主義を採用し、日本で生まれ日本で育った子どもが、なかなか日本国籍を取得できないという状況は問題なのではないかと思っています。

ただし、日本の国籍法は、補足的には生地主義を採用しています。それが、国籍法2条3号です。たとえば、報告では二つのケースをご紹介しましたが、二つ目のケースは2条3号事案です。報告した事例の当事者は、お父さんは日本人です。ですので、血としては日本人の血が混ざっているけれども、両親が法律婚をしていなかったわけです。お父さんは認知もしていませんでした。このような状況で、当事者の方は、外国籍のお母さんから生まれ、ずっと23年間、この日本で生きてきたわけです。ただ、月田先生がおっしゃったように、もし日本の法律が婚姻外であっても、お父さんが日本人であれば日本の国籍を取得できるというふうになっていれば、取得出来た可能性はあるわけです。現状ではその規定としては、国籍法3条1項があります。つまり、2008年に最高裁判決がでて、国籍法が改正されました。「認知」という法律上の親子関係を結ぶ手続きをしたうえで、20歳までの間に国籍取得の届出という新たなもう一つのアクションをとれば、日本国籍が取得できるようになったわけです。したがって、一定程度改善されたということはありますが、実は報告した事例では、その規定を使えていませんでした。あのケースは当事者が18歳のときに、行政に保護されました。行政に繋がり、適切な手続きを踏んで、20歳までに認知と国籍取得届出をし

ていれば、日本国籍が得られたわけです。家族がみな揃っていて親子であることはお 互いに認め合っていたわけですから、それは、そんなに大変なことではありませんで した。お母さんの国籍が無国籍であることを頑張って立証しなければならない、とい うような話ではありません。ところが、そのときにつながった法律実務関係者がその 手続きを踏まなかったのです。私たちのところにたどり着いたときには、その当事者 の方は、既に 20 歳を超えていて、認知+国籍取得届出では、日本国籍を取得すること ができませんでした。ですので、その方については、「就籍」という手続きを取らな ければ、日本国籍を取得することができなかったのです。

というように、法律にはいくつか国籍を取得する道があります。ですが、どの道を とるかは、要件がそれぞれ定められているので、きちんと確認しなければなりませ ん。そういう意味では、たどった道によって結果が変わってしまう、という意味では 国籍というものは極めて人為的だなと思います。

同じ人から生まれているという事実は変わらないのに、どういう手続きを取るかによって結果が変わってきてしまう。結局、最初に相談を受けた人が、事案をよく検討し分析して見ていないと、その手続きにはたどり着けないのですよね。自戒も込めて、私たち法律実務に携わる者たちもちゃんと勉強を重ね、実践という蓄積を積んでみなさんのところにそうした蓄積が知られていくことによって、もっと解決できる事例が増えていくのではないかと思っています。

関:ありがとうございます。月田先生がおっしゃる生地主義は、ある意味すっきりとしています。つまり、単純な生地主義を採り入れれば、日本の領域内で生まれただけで日本の国籍を取れることになるのですが・・・目下の日本社会とか国会の情勢とか考えるとちょっと現実味が感じられないのが正直なところですね。

それに対して、2008年に最高裁で国籍法3条の違憲判決が出たので、そこの手当てとしての法改正だけはされて、認知さえされれば日本国籍が取れるようになったのは一歩前進です。ただし、その改正すらも実務関係者にきちんと認知されているとは言えず、国籍の「取らせ漏れ」みたいな事案が往々にして発生するおそれがあります。ですので、そのあたりは李先生の言われる保健医療の分野だけではなくて、法事実務家の分野でも当然啓蒙活動が十分にされないといけないところなのかなと思います。

冒頭で、前出のスライドのとおりの整理をした中で、ここでの話は、「②解決」の話に来ているのですが、せっかく法律の話にもなっているので、出生地主義を全面的に採用するのはなかなか困難だとしても、ある程度現実味のある程度で国籍法とかそのあたりをいじるといったアイデアはあるのでしょうか。

小田川: この三部作の報告書の二部作目を執筆された新垣先生は、条約と国内法のギャップについてまとめられました。条約における加盟国の義務を踏まえ、日本の国内

法でそれが足りない部分はどこなのかというようなところも洗い出してくださいました。

それについて言うと、今日配布されている報告書(『日本における無国籍者-類型論的調査-』)の117ページに問題解決に関するまとめの表があります。一つは最初の事例でもお話したように国籍法8条4号があります。日本で生まれた無国籍者のお子さんで、日本で3年以上住んでいれば帰化申請が出来るよ、本当は20歳にならないと帰化申請は出来ませんし、独立生計要件なども備えていなければいけないのですが、在留資格があって無国籍で生まれて日本に3年以上住んでいると、8条4号を適用して帰化申請が出来るという解決策があります。

この規定ですが、日本で生まれた無国籍者に限定しなくてよいのではないかという ことがあります。条約ではそのように言っていて、なぜ日本で生まれた者に限定する のか、無国籍であるということを削減していくという立法趣旨からすれば、敢えて日 本に生まれた子どもに限定しなくてもよいのではないかというわけです。ですので、8 条4号の規定を、「日本で生まれた」という限定を撤廃してはどうかということを下 から2行目の欄で書いています。私も出生地主義の導入については国民的な議論が必 要なのだろうと思いますが、8条4号というのは、無国籍になってしまった後に帰化 で救うという制度です。そもそも日本で生まれたことによって発生する無国籍を防止 できていないわけです。つまり、パラグアイの両親から生まれた子や、親の国の国籍 を全然取得できない子たちは、3 年以上日本に住んでいないと国籍が取得出来ないん ですよね。そもそも無国籍を防止するという観点からすれば、親の国籍国を継承出来 ないということが生まれた時点で明らかであれば、日本国籍を取得する・付与すると いうような規定を新たに導入するというようなこともあってもよいのではないかと思 っています。というのが(117ページの)6行目の欄にあり、「日本で生まれ父母の国 籍国を取得できない子に対する生来的な日本国籍付与の整備」ということを提案して います。

それと、今日は詳細をご紹介できなかったのですが、日本は血統主義なので日本人のお父さんとお母さんの間で生まれた子どもは日本人になるものの、その親子関係が法律的にぶつっと切れることがあります。本当は親子ではありませんでしたという親子関係不存在訴訟や嫡出否認訴訟で、父子関係が断絶されることがあります。婚姻中に生まれているから夫の子どもだという扱いになったけれども、実は夫ではない他人の子どもでしたということで、父とされていた法律上のお父さんとの関係を切って、そのことが裁判で確定してしまうと、さかのぼってその子は父の戸籍から消えてしまいます。戸籍から消えるということは、今の状況では、さかのぼって国籍もなくなってしまうということになります。戸籍から消去されると、さかのぼって日本国籍がなくなり、そのとたんに現状では不法滞在の外国人という取扱いになるのです。

報告書の類型 E にありますが、30 年以上日本人として生きてきた人が、親子関係不存在確認訴訟の確定によって、さかのぼって 30 年以上前から外国人の不法滞在になったという事例があります。これはとても変ではないですか、というのが率直に思うところです。国籍を取得したという原因事実の前提にある親子関係が仮に誤っていたとしても、国籍までさかのぼって失わせるような状態にするというのはやはり問題ではないか。せめて、遡及的に国籍を失うことを制限する工夫を迅速に整備するべきだと強く思っています。これについては、諸外国にも類似の立法があるということを見ていて、本当に必要性が高いなと思っています。

関:ありがとうございます。今日の話ですと、国籍法以外にも児童福祉法とか母子保健法とか住民基本台帳法とかいう他の法律の話も出ていますが、それらに関して「こういう点を手直ししたら少しでも無国籍の予防とかあるいは無国籍者の権利の保全に役立つのではないか」というようなアイデアはございますか・・・

・・(発言なし)・・では、それはフロア(聴衆)への宿題ということで考えていただき、後ほどお聞かせいただければと思います。

今日は「条約」の話がちらちらとしか出ていないのですけれども、1954年の無国籍者の地位条約とですね。1961年の無国籍削減条約のいずれにも日本は加盟していませんけれども、これは"秋山さん的"にはどうなのでしょう。

秋山:条約に入ることの意味になりますが、もちろん、無国籍者の立場からすると無国籍者地位条約であったり、無国籍者削減条約に入ることによって、無国籍者の人権が保障されるもしくは無国籍にならないというのが望ましいと思います。ですが、入る、入らないというところでいうと、入るから何かが変わるのか、それとも入らなくても変わることがあるのかという議論が出来るのだと思います。たとえば条約には入っていなくても、国内の法律を変えることで無国籍者が生きやすくなる、もしくは無国籍があまり発生しないようになるということももちろんありうるわけです。

そうすると、無国籍に関連して条約がどのような役割を持つのかというあると問題が思います。それを考えると、まさに日本の国内問題として無国籍がどれだけ大きな問題として認識されているか、実際に大きい問題かそうでないかだけではなくて、「認識されているか」という点はとても大きいポイントになると思うのですね。もし日本でとても大きな問題として認識されているのであれば、条約に入る、入らないとは関係なく法律が変わっていくかもしれないという議論が出来るかもしれません。ただ、おそらく今の時点で無国籍がそこまで大きな問題として認識はされていると考えるのは難しいと思います。それでまさに、「無国籍の問題があるのだよ」ということを知っていただくためにこの報告書はあるのだと思うのです。けれども、そうだとすると、やはり条約の役割というのはとても大きくて、私の報告の最後の方でもお話し

しましたけれど、やはり条約に入るということの意味は、政治的なものがあると思います。権利が実際に保障されている、いないという問題は別として、条約に入っているのだ、ということで、自分たちのアピールにつながるという効果を条約は持っていると思います。

それを考えると、日本における無国籍者の抱える問題が国内で認識されることで何 か対応していくよりも、むしろ無国籍の予防は国際的に重要な問題・課題として取り 上げられているんだということが共有されることの方が、日本が無国籍に取り組んで いく可能性は高いのではないかと思っています。私の報告では触れませんでしたけれ ども、UNHCR は、「2024 年までに無国籍をなくす」という"IBelong"キャンペーンを 行っています。私はこの3月までジュネーブで調査をしていたのですけれども、私が 想像したよりも大きなインパクトがあるのだなということを感じました。というの は、UNHCR だけではなくて、"IBelong"キャンペーンを通してどうやって無国籍をな くしていこうかということを議論している国がある程度あります。また、その流れに 乗って無国籍者地位条約や無国籍削減条約に加盟する国が 2012 年ごろから増えている ようです。これを見ると、無国籍の予防がある意味「国際社会で実現すべき目標だよ ね」という認識が広がりその影響で日本も入っていく。その影響で日本も無国籍に対 応する法律を作っていかなければいけないと考えるようになるという流れの方が、日 本に無国籍の人がこれだけいるから法律を変えなきゃいけないという流れよりも可能 性があるのかなという気がします。もちろん無国籍の方の実態を私たちが知ることに よって、まさにメディアの役割もとても大きいのだと思うのですけれども、それによ って「いやこれはおかしいじゃないか」と「私たちと同じような人なのに親の出自な どによって国籍を持たないのは問題だよね」という話で議論が盛り上がってくるとい う可能性もあり得るとは思いますが、国際的な無国籍への対応の動きは、大きいとは 言わないにしてもある程度無視できないものになってきているのではないかなと私は 感じています。

関:ありがとうございます。ちょっと時間の問題もあるので、パネリスト間だけでの議論はこのあたりまでとして、このあとは会場からも色々お話しいただければと思います。ここまでの話で、「①対象当事者の把握」ということに関しては、必ずしも容易でないし、無理にやろうとしても当事者にメリットがない状況では、あまり名乗り出て来ない、把握はされないだろうというご意見がありました。それから、「②解決」のうち「予防」という観点からは、赤ちゃんが生まれる前の段階から、生後に至るまでの過程に関係する人々に対する啓蒙が必要だ、という意見もありましたね。さらに「②b全体的解決」という意味では、国籍法の手直しはある程度現実味があるのではないかという話から、無国籍二条約加入の話に至るまで色々出たわけですが、こ

れらに関連してまず会場の方からアイデアとかご意見があればいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

学生:無国籍または無国籍であるリスクがある方が問題に立ち向かっていくなかで、「人として同じ視点に立っていく」ことが大切だと思うのですが、たとえば国籍を取得する手続きを踏んでいくときに、問題がいくつかあると思うのですが、その中でも言語の問題が大きいのかなと思っています。言語はコミュニケーションを取るときの基本の一つとなって、役所の手続きですとリテラシーが必要とされる局面もあるかと思いますが、言語に対してサポートが出来る体制というか、そこに対しての問題点というか、そこに対してどういうふうに対応しているのかということをお聞きしたいです。

関:ありがとうございます。無国籍であるために、特に教育などの分野で様々な不利益を被るという実例としては、23歳まで全く学校にも行かなかったという話などが本日ありましたけれども、これらについて、特に言語面・言語習得面でどういうサポートが実務上行われているか、という感じのご質問でしょうか。

学生:そうですね。その状況の中でサポートがあるのかないのか。

関:あるとすればその実例をどなたかご紹介いただきたい、ということですが、いかがでしょうか?

月田:市民活動の団体の中では、いくつかそういった活動をしている団体は知っています。ですので、多言語が出来る方がいて、当事者だけ行くと入管が冷たかったりするので、同行し、翻訳通訳だけではなくて、とにかく、読むことすら出来ないという状況は解消しようという市民活動のボランティアはあります。ですけれども、これをもっと行政などがきちんとしたかたちで誰でも受けられるというふうな体制を作ることが非常に大事だというご指摘だと思います。

関弁護士: ありがとうございます。他の方々は、大丈夫ですか。

李:無国籍とちょっと違うかもしれないのですけれども、さっきのリプロダクティブ ヘルスの件で言えば、すべての人は母子保健サービスを得ることが出来ます。ただ、 まったく日本語ができない外国人の方、あるいは日本人でもほとんど日本語が出来な い方、海外で生まれて日本に来た方など、言葉の問題で母子保健情報に適切にアクセ ス出来ず、サービスが受けられない方もいます。いま、厚生労働省のホームページか らは、最低限の必要な母子保健情報について、ダウンロードできます。しかし、母子保健制度の適用には、まず本人が役場に出向くなり、保健医療福祉機関、NGOに行くなり、まず自分から動かなければいけません。自ら母子保健サービスを受けることができない人を、どのようにキャッチするのか難しい問題です。外国人、中でも人身取引の状態にある女性に母子保健サービスを届け、どのように支援することができるのか、大きな問題です。

小田川:私もちょっとずれるのかもしれなませんが、弁護士が法的な支援を行うときにやはり言語が通じないという場合には通訳さんを入れることがあります。市役所や行政の窓口で手続きする際に通訳をしてもらったり、裁判所の手続きの場面で通訳してもらったりすることがあります。また、みなさんの中には、弁護士に依頼をするときっと費用が高いのではないかと思われる方が多いのではないかと思います。2つめのケースで紹介した事案は、小豆澤弁護士と関弁護士と一緒に取り組みましたが、一定の条件で弁護士費用を援助してもらう制度があり、それを使いました。日本弁護士連合会(日弁連)という弁護士の強制加入団体がありますが、日弁連は、外国人の人権にかかわる法的手続きについて、弁護士費用を立て替えてくれます。援助が出れば、該当者はお金を払う必要はありません。私たちはそういった制度も使ったりしながらこういうケースに取り組んでいます。

関:ありがとうございます。結局言語面でのバリアを取り除く方法としては日本語が 習得できる環境を提供するというのと、情報自体を多言語化して本人の理解できる言 語で提供する、という二つがあるのだと思うのです。それらの取組についてご紹介い ただいたのですが、よろしいでしょうか。

ちなみに、「在留資格がない」ことと、「無国籍」ということはちょっとずれていることがあって、無国籍者であっても在留資格を持っている人はいるし、在留資格がない人が必ずしも無国籍というわけではないのですけれども、結構重複しているところがあります。在留資格がない人に関しては、2012年7月の在留カードとか住民基本台帳法の改正以降も、義務教育に関しては拒否しないようにとの旨の通達が文科省で出ているので、きちんと分かっている市区町村は就学を断らないはずなのですけれども、実際に各地の窓口では就学に支障が生じている例があるということが報告されている状況にあります。

他に、今のこととは全く関係なくても結構なのですが、ご質問ご意見お願いします。

大学教授: どなたに質問ということではないのですが・・・こういう方々に対して法 的な地位をどうやって確立するかということが非常に大切、ということは全くその通

りであると思います。ですので、在留資格がきちんと取れるようにすることとか、無 国籍状態がないというふうにすることは大切なのだけれど、私は社会福祉の系統の発 想をするのですけれども、そこで終わりになっていいのだというところには絶対なっ てはいけないということです。弁護士さんとかに色々頑張っていただいて、「法律 上、問題がなくなった」「これでこの人も大手を振って明日から街を歩けるよね」で 終わりではないのだというところも発想が――今日特に月田先生がいらっしゃってい ますけれど――社会福祉の中ではまだまだソーシャルワーカー自身が分かっていない という問題がある。実際にはその先の問題で今のような言語の問題もあるし、これも 対象となる人が何歳くらいなのかというので言語の面も変わってくるというのがあり ますし。そういうような中で人生のバックステージの中でどういう問題が起こってく るのかというところに目を向けないと、もし法的なところだけでオーケーであれば、 ほとんど、日本に住んでいれば日本人だと思っている人たちの生活問題は発生しない ということになります。けれども、そういう人たちも失業問題・結婚問題・子育て問 題など様々なところで問題があってサポートするということが必要な状況なのでそう いうようなこと、プラス法的な知恵が不十分であるというのをどういうふうに理解す るかというのを啓発活動をしていくのが大切ではないかというのが考えです。

あとは行政のことが出ましたが、私は児童相談所で福祉士やっていたのですけれども、発想とすると、児童福祉法というのは 18 歳まで国籍関係なく出来ますよね。だから、国籍関係なく 18 歳までその子の生活を見ればいいというふうになりがちです。だからその子が無国籍であるということについては、18 歳までは関係ない。児童相談所は 18 歳までなのでその子は高校を出てから、無国籍だけどこれから大変だけど頑張ってね、でもそれで済んでしまうのですね、行政の人間という立場から言えば。立法ではないので。だからその辺のところが問題と言うかなかなか出てこないというのもあります。

あと、児童相談所の中では石原都知事のときから外国人問題が、位置づけは違うのですけれどもこういう実態があるのだということが、どれくらいの中で全相談数の中で外国人の子どもであるのかという統計は出しています。ただ、それについての具体的な対応策ということについては、なかなか出ていないというのがあって、福祉専門員に相談しながらやるということですけれども、その福祉専門員の方も10年前以上と同じなのだけれども、これからの課題ですね、ということで外国人特有の法的なことだけではなくてアイデンティティの問題も含めてですね。全部の問題に対応するということが出来ていないということは全国の相談所ということではそういうことはなかなか手が回らない、そこまで出来ないというような。

教育をそもそも社会福祉の中では外国の方に関するグローバルな視点ということは ないので、公務員は日本国民であればいいので、グローバルな人間という視点を持っ ていなくても日本人のために仕事をすればいいやという人もいるのであまり問題意識を持っていないという方もひょっとしたら一人二人いるかもしれないというような感じはあるかもしれない。そういう中で今後のことについてなのですけれども、こういうセンターが出来たというのは非常に良いところだと思いますので、これをきっかけに出来れば個別事例みたいなかたちでこういう事例のときにはこういうかたちをしてこういうふうな対応策があるのだというようなことを蓄積していくことによってそれを公開するとですね、この事例は自分が困っているのと同じようなものであると、じゃあこんなふうなかたちで解決していったらよいのかという道しるべになるようなものも出来ると思いますので、そういうふうに出来れば進めてもらえればなと思いました。

関:ありがとうございます。そうですね、たしかに、問題としてはひと段落した、あるいは表面的に解決したとなると、その後のフォローがなくなってしまうケースも多いだろうというご指摘もありました。児童相談所その他行政の現場ではなかなかグローバルな視点が持ちにくいというなかにあっては、啓蒙も必要なのではないかということなのでしょうけれども・・・ひとまず皆が事例を集積して共有していくということを通じて色々と視野が広がったりアイデアが浮かんだりということが出来るのかな、というお話があったと思います。これに対してコメントなどありますでしょうか。

小田川弁護士: 法的地位の確立した後の話はまさにそのとおりだと思っています。二つ目にご紹介したケースについていえば、当事者の方は、23 年間日本で暮らしてきましたが、どこにも登録されておらず、身分を証明するものが何もありませんでした。義務教育も受けることができませんでした。23 年目にして日本国籍をようやく確認し、国籍を実質的に手に入れたものの、まさに今やっと入り口に立ったという状況です。法的地位の問題は解決しましたが、それだからといってその方が、本当に大手をふるって生きられるかといったら決してそうではありません。義務教育も受けておらず、戸籍ができたから、それでは就職しましょう、といっても、そんな簡単な話ではありません。はい自立して生きていってくださいと言われても、そんな簡単に自立ができるわけではないわけです。ですので、私たちは今でもすごく心配しているし、その方が日本社会でどうやって自立して生きていけるのかというところは、本当に色々な支援とつながる必要があるのではないかと思っています。そういう意味では、やはり医療、福祉もそうですが、ある程度チームで取り組む必要があると思います。一人の人間が複合的に様々な問題を抱えています。法的地位の問題が解決されたからすべ

てよしではなく、その方は、今後も結婚したり子供ができたりこれからもライフイベントが続いていくわけですよね。人生の節目節目で、複合的な問題が生じうるので、私は弁護士として法的な支援をすることはできますが、そうではない分野については、やはり別の専門家たちと取り組む必要があると思っています。専門家たちがネットワークをつくってつながり、一人の人を総合的に支援できるということができるようになったらいいなと思っています。

あと二番目のご意見にありましたが、18歳になったら「さあ自立しなさい」というのが問題ではないかという御指摘は本当にその通りで、つまりは18歳までは施設の中にいればある意味安心安全に暮らしていけるわけですよね。ですが、無国籍のような問題を抱えていた場合、18歳になった後はそこから一人でやりなさいというのは非常に大変なわけです。在留資格の更新手続きからつまずいてしまうこともあります。ですので、私たちとしては、やはり18歳になって施設の外に出る前までに、国籍の問題についても解決できるような仕組みができないかなと思っています。そうなれば、18歳を過ぎて施設の外に出た後もより生きやすくなっていくのではないかなと思います。まだまだ色々なところに隠れた無国籍の問題を抱えている方も存在すると思いますので、そういう方たちに、取りうる解決策を示すことができて、実際に支援につなげることができて、それが周囲に広く周知されていくと、少しでも問題の改善になるのではないかな、そういうつながりを作っていきたいと思っています。

関:ありがとうございます。では、時間的にこれが最後の質問になってしまいますが、お願いします。

弁護士:私は、難民や非正規滞在の外国人を主にサポートしております。そういう意味で個別的解決については話そうと思えば多分30分くらい話せると思うのですけれども、それをちょっとどかしておいて、全体的解決の糸口と言うところで提案というかご意見いただければと思います。法整備についてやはり法律というものを作らなければならないのではないかなというふうに強く思いました。そんな難しい話ではなくて李先生のお話しにもあった通り、単純に「2012年7月」(在留カード制度等の導入)の前の法律に戻すだけでもずいぶん違うのではないか、救われる人が出てくるのではないかというところもありましたし、私が弁護士になって以降入管法は改正すればするほど悪くなっていっているというようなイメージもありますので、全部元に戻すという、単純にいえば前やっていたことをやればいいというような気もいたします。

ただ、それを全部国会議員だけに任せるとやはり何をするか分からないというか、 必ずしも動いてくれるとは思わないので、市民レベルで問題を掘り起こすということ で。たとえば最近でいうと義務教育の無償化というのがテーマになっていますけれど も、無償化というと絶対みんな嬉しいと思うのでしょうが、当然先ほどの話で言えば 非正規滞在の外国人も教育を受けられるからそういう人にも無償化になることも含め て議論をするとかですね。何かそういったかたちで関連付けて、何かよいかたちで意 識を高める必要があるのではないかと思いました。私、ここの建物を入るのが今回2 回目で、前回夏に来たとき留学の問題で取り上げたときは、この会場が満席だったの ですよね。それに比べて今日は入っている人数がずいぶん少ないなと思いましたの で、たとえばここに来る人を増やすというようなことからでも始めて市民の意識を高 めることが必要なのではないか、と感じました。

それから条約加入なのですけれども、個人的な意見なのですけど、難民条約に加入していたってあれだけ僅かな人数しか難民認定していないことからすると、加入することが先ではなくて国内法整備の方が先ではないかな、と個人的には考えております。ご意見よろしくお願いします。

関:ありがとうございます。今のご意見に対してどの部分でも結構ですからコメントがあれば。

李:私は二つのことをものすごく期待しているのですね。やはりマインドを変える。 文化を変えるのに今すごくいい波が来ていると思っているのです。一つは児童福祉法 が70年ぶりに改正されて子どもの権利条約に則ると明記したところですね。

もう一つは、やはり SDGs。国連が "Leave no One Behind"、誰ひとり取り残さないと打ち出した。この二つを遵守すれば、日本、世界中もそうなのだけれどこの惑星中に住んでいるすべての人にはですね、生きる権利があるのですよ。私はちょっと発想を転換というか、そういう社会を醸成する。それと私からの質問なのですけれども、国連の方に聞きたいのですけれどもね、SDGs はどのくらいの拘束力があるのか、国によっては SDGs をすごく遵守したりというか、どのくらい SDGs が力を持っているというのか、波及しているのか、そのパワーの具合をちょっと知りたいのですけれども。感覚でもよいので、これをすごいと思っているのです。どうなのでしょうか。これを順守すれば今の問題が解決するはずなのですけれども。

秋山: SDGs と無国籍の話はたしかにリンクされています。SDGs に書かれている "legal identity"に関連して、無国籍につなげるような解釈もあります。無国籍に関連する文書でも SDGs に言及するものも出てきています。SDGs は法的な拘束力はないにしても、少なくとも政治的インパクトといいますかそういうのはすごくあると思います。SDGs に関しては、日本でも国連広報センターが吉本興業とタイアップして広報活動をされていますし、すごい流れが出来ているなと思います。その一方で無国籍と SDGs の関連で興味深いと思うのが"legal identity" という言葉は入っているけれども、

国籍という言葉が入っていないというところです。"legal identity"で国籍に関連した議論もできるので、そこから SDGs から無国籍を含めて解釈していくということは、出来ると言えば出来るのだと思いますが、国籍という文言が入らなかったというのが、国籍への権利や無国籍の予防について議論されなかったのか、それとも議論されても蹴られたのか分からないのですけれども、少なくとも SDGs の文言に国籍に出てきていないということは重要だと思います。ただ"legal identity" であれば国際社会として共有できたというところ、それが出生登録をされる権利にはすごく重要性を置いているようで、そこと無国籍がどうつながるのかというところに関してはすごくおもしろい議論になるのかなと思っています。ともかく SDGs においては、無国籍と"legal identity"が繋がるという議論は最近よく見受けられます。

月田:福祉の方では、ようやくですが、たとえば、バーナードホームの実践などが紹介されるようになりました。どういうことかといえば、以前は、子どもは、自分のルーツがわからなくても児童養護施設でよいケアを受けて、保護されればいいという感覚だったと思います。それはいけないので実の親のルーツを知り、自分のアイデンティティをきちんと知る権利があると考えて、それを証明していこうという動きが始まったところです。市民権の確立にもつながるのですけれども、困難な課題でもあるのですが。18歳までは保護されているからよいのだということだけではない、新しいケアの仕方のような動きがあるということをご紹介させていただけたらと思いました。

関:最後に色々新しいトレンドのことも教えていただいたので、——国内法を 2000 年代に巻き戻すかどうかはちょっと別としつつも——このことも活かしてやっていきたいと思います。ちょっとまとまりが今ひとつつかないパネルディスカッションになってしまいましたが、みなさんで色々なアイデア出しをしたということでご理解いただければと思います。では、長時間お付き合いいただきましてありがとうございました。

閉会の挨拶

新垣修

無国籍情報センター長・国際基督教大学教授

本日は、遠方までご足労頂いたうえ、本無国籍情報センターの開設を祝ってくださったご来場の皆様に、心より御礼申し上げます。また、ご専門の立場から深いご報告・議論をして頂いた秋山氏、小田川弁護士、月田教授、李教授、ファシリテーターとして全体の議論をまとめて頂いた関弁護士に、深く感謝申し上げます。そして、このシンポジウム開催にご賛同して下さった無国籍ネットワークと無国籍研究会にも、この場をかり、あらためて感謝申し上げます。さらに、司会進行やサポートなど、このシンポジウムの運営にあたって下さった学生の皆さん。諸君のご尽力なくしてこのシンポジウムの開催はありませんでした。ありがとうございました。

無国籍情報センターはこの名が示唆する通り、情報を集約、整理、発信し、共有するのが その目的です。しかし、センター設立の意図は、より深いところにあります。集約・整理・ 発信された情報を受け取った人々が、「こういった研究課題があるんだ」、「こういった問題 があるんだ」ということに気づく、そして研究の輪の中に、ネットワークの中に入っていた だく。これが設立の真意でございます。ご来場の皆さまのなかで、もし無国籍について学び たい、表現したい、発表したいという方がおられれば、是非、当センターの方にご連絡頂け れば幸いです。

本日のシンポジウムで、登壇者やご来場の皆様から多くの学びとご意見を得ました。この 分野には取り組まなければならないこと、学ばないといけないがまだまだたくさんあるの だと、と再認識しました。それを踏まえた上で、3つのポイントだけ簡単にお話をいたしま す。

まず第1に、事実を詳らかにすることの大切さです。研究の第一歩は、ファクトを明らかにすることでしょう。たとえば、無国籍者が発生する原因です。今日の議論にもありましたが、新しい国家が生まれたりだとか、国家が分裂したりだとか、国籍法が消極的に衝突するなどして無国籍が生じます。しかし、グローバル化が進むなかで、無国籍の原因の全体像はまだ明らかになっていないのです。近いところでは、2008年のマンジ事件を思いだします。「生殖ツーリズム」などと報道されたのでご記憶の方もおられるでしょう。日本国籍の夫婦が、インドで代理出産することになりました。その過程でこの夫婦が離婚してしまい、妻が代理出産で生まれた子の引き取りを拒否しました。そのため、その子がインドの国籍も日本の国籍も与えられないまま無国籍状態におかれた事件です。また、人身取引と無国籍化の関係についても、タイなどのケースの調査が進んでいます。グローバル化という波の中で無国籍の発生原因は増加し、あるいは変化していくものだと私は感じています。将来、もしかすると、私たちが予期しなかった無国籍化の現象が見つかるかもしれません。

2つ目のポイントは、概念です。概念というのは固定的なものではなくて、時代時代によって、また見る角度によって瞬時に変容していくものではないでしょうか。たとえば、今日の議論のなかで、「無国籍者というのは誰ですか」、「対象者はどなたですか」という問いがありました。「どの国家からも国民と認められない者」というのが国際法上の無国籍者の定義ですが、そもそも、国民とは何なのでしょうか。国家がそれぞれの国民を決めるわけですが、その「国民」を定義するための要件や共通要素は一体何なのでしょうか。それは、時代ごとに、そして見方によって変化していくものかもしれません。とりとめのない作業になるかもしれないけども、それを粘り強く追跡しなくてはいけない。それがリサーチャーの務めの1つだと私は思います。

最後の3番目のポイントは、「批判的、多角的にみる」ということです。私自身は国際法学や国際関係論を専門にして、人権について考えたりします。しかし、無国籍にまつわるイシューは、国際法学や国際関係論、人権論の範囲に収まる話ではありません。無国籍について語ることは、国家制度の狭間で生まれた人々の日々の営み、人間としての苦しみや痛みについて語ることです。ですから、制度を整えて終わり、法的地位をつくって終わり、ということにはなりません。私たちは自分達が慣れ親しんできた研究方法そのものの有効性や正統性を疑うことからはじめ、イシューに様々な角度からアプローチをしていく必要があるのかな、という気がいたしました。

感想めいた挨拶になりましたけれども、個人的な願いも込めまして、無国籍情報センター 長、そして ICU 平和研究所の一員として閉会の挨拶に代えさせていただきます。

「無国籍情報センター開設記念シンポジウム 日本における無国籍研究:無国籍から見えるもの」報告書

> 無国籍情報センター 2018 年 3 月